

(2) 動物愛護管理等条例の概要

令和3年4月1日現在

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|---------------|--|---|--|--|
| 北海道 | 北海道動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月30日公布 平成13年10月1日施行 (令和2年3月31日一部改正、 令和2年6月1日施行) | 動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、道民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに移入動物の野生化を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道、道民、飼い主の責務 ・犬、ねこの飼養に係る遵守事項 ・動物取扱責任者の責務 ・動物の取扱に起因して周辺環境が損なわれている事態の措置 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・特定移入動物販売の記録保管 ・特定移入動物の飼養開始届出制 ・犬、ねこの引取り | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物の事故発生時の届出違反 ・不適正飼養等に係る勧告措置命令違反 ・無報告、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・特定動物の逸走時無通報 ・特定移入動物販売の無記録、虚偽記録、無保管 →5万円以下の罰金 ・特定移入動物の飼養開始無届出、虚偽届出 →拘留又は科料 |
| 千歳市 (北海道) | 千歳市動物の愛護及び管理に関する条例 平成15年3月6日公布 平成15年4月1日施行 | この条例は、動物の適正な取扱いを推進することにより、市民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼養 ・猫の飼養 ・動物愛護モラル推進員 ・立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養する犬のけい留をせず、けい留方法を守らなかった者 ・加害犬に対する措置命令に従わなかった者 →10万円以下の罰金 ・飼養犬の加害の届け出をしなかった者 ・改善命令に従わなかった者 →5万円以下の罰金 ・犬の飼養の表示をしなかった者 ・正当な理由がなく、立入り若しくは調査を拒み、若しくは妨げ、又はその質問に応ぜず、若しくは偽りの答弁をした者 →3万円以下の罰金 |
| 八雲町 (北海道) | 八雲町動物の飼養及び管理に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年10月1日施行 | 動物の飼養及び管理に関し必要な事項を定め、町民が衛生的、かつ、安全で安心して生活できる環境を守ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町、町民、飼い主の責務 ・事故発生時、加害動物等への責務 ・猫、犬の飼養 ・野犬の收容、駆除 ・指導及び勧告 ・報告及び立入調査等 ・身分を示す証明書 ・行為の継承 ・委任 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・加害動物等への措置命令違反 ・犬の飼養等に係る飼い主の遵守事項違反 →10万円以下の罰金又は科料 ・動物の飼養に係る飼い主の遵守事項違反 ・動物の加害事故発生時の届出違反 →5万円以下の罰金又は科料 ・犬の飼養表示違反 ・無報告、立入検査拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 |
| 木古内町 (北海道) | 木古内町動物の愛護及び管理に関する条例 平成28年12月19日公布 平成28年12月19日施行 | 動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、町民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持し、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 町の責務 町民の責務 犬・猫の飼い主の遵守事項 犬による事故の届け出 加害犬に対する措置命令 飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項 野犬の駆除 | <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の罰金又は科料 犬のけい留義務違反 加害犬に対する措置命令違反 ・5万円以下の罰金又は科料 加害犬の届け出義務違反 ・3万円以下の罰金又は科料に処する犬の表示義務違反 立ち入り調査の妨害 |
| 遠軽町 (北海道) | 遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行 | 犬又はねこ(以下「犬等」という。)の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、犬等の適正な取扱いを推進することにより、町民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、犬等の取扱いにより人に及ぼす迷惑を防止し、もって人と犬等との調和の精神を築き共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の責務 ・町民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼養 ・ねこの飼養 ・措置命令等 ・報告聴取、立入調査等 ・犬等の引取りに対する助言 ・犬等を負傷させた者のとるべき措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・不適正飼養等に係る勧告措置命令違反 ・報告、立入検査の拒否 →2千円以下の過料 |
| 長沼町 (北海道) | 長沼町動物の愛護及び管理に関する条例 平成29年9月25日公布 平成30年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、町民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに移入動物の野生化を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町、町民、飼い主の責務 ・犬、ねこの飼養に係る遵守事項 ・動物の取扱に起因して周辺環境が損なわれている事態の措置 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・係留等に係る遵守違反 →10万円以下の罰金 ・犬による事故発生時の届出違反、虚偽の報告等 →5万円以下の罰金 ・無報告、立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|--|--|--|---|
| 浦河町 (北海道) | 浦河町犬及び猫に関する条例 平成12年3月22日公布 平成12年4月1日施行 | 犬及びねこの適正な飼育等に関する事項を定めて、犬及びねこが町民の身体及び財産に対する侵害や迷惑を及ぼすことを防止することにより、町民が衛生的かつ安全で安心して生活できる環境を守ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・犬、ねこの飼養に係る遵守事項 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・犬、ねこの引取り | 事項に応じて、10万円、5万円、3万円以下の罰金又は料金を科す。 |
| 青森県 | 青森県動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月20日公布 平成15年4月1日施行 (令和元年12月14日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する県及び県民の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する措置について必要な事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び県民の責務 ・動物の愛護及び適正な飼養に関する措置(治療・譲渡等) ・飼い主の遵守事項 ・犬による危害の防止に関する措置(係留義務、加害等の届出) ・勧告及び命令 ・立入調査 ・動物愛護監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留義務違反 ・特定動物以外の動物による侵害防止措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・飼い犬の加害届出義務違反 ・立入調査等報告義務違反 →5万円以下の罰金又は料料 |
| 岩手県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成17年3月28日公布 平成17年10月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する県、県民及び飼い主の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに動物の取扱いにより人に迷惑を及ぼすことの防止を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・動物愛護精神の高揚等 ・犬の飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼養に関する措置 ・犬による危害の防止 ・動物の引取り、収容等 ・動物の譲渡 ・動物愛護監視員 ・動物愛護推進員 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時の通報違反 ・動物の管理方法等に係る報告違反 ・立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・事故発生時の届出違反 ・犬の飼い主への措置命令違反 →5万円以下の罰金又は料料 |
| 宮城県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年12月20日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年4月1日一部改正、令和2年6月1日施行) | 法に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障の防止を図り、もって人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の責務等 ・飼い主の責務 ・県民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の係留義務 ・飼い犬の収容等 ・犬及び猫の譲渡等 ・危害を加える野犬の駆除 ・飼い犬によるこう傷事故の届出等 ・措置命令 ・遵守事項 ・緊急時の措置 ・報告の徴収及び立入検査 ・動物愛護監視員 ・手数料等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物による事故発生時の届出違反又は虚偽の届け出 →10万円以下の罰金 ・措置命令違反 →3万円以下の罰金又は料料 ・飼い犬の係留義務違反 →拘留又は料料 ・飼い犬によるこう傷事故に係る違反 →料料 ・報告違反、立入調査拒否等 →料料 |
| 秋田県 | 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例 平成8年12月24日公布 平成9年4月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに生活環境に係る衛生の向上を図り、もって人と動物が調和しつつ共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護精神の高揚 ・動物の飼い主の責務等 ・動物の飼い主の遵守事項等 ・飼い犬の係留義務等 ・犬の捕獲及び抑留 ・抑留した犬の公示及び処分 ・薬物による犬の処分 ・特定動物の逸走時の措置 ・措置命令 ・報告及び調査 ・動物愛護管理員 ・手数料の徴収 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時無通報 ・特定動物事故発生無届 ・特定動物に関する立入り調査に対しての虚偽報告 →20万円以下の罰金 ・飼い犬事故発生無届 ・措置命令違反 ・動物(特定動物以外)に関する立入り調査に対しての虚偽報告 →5万円以下の罰金 |
| 山形県 | 山形県動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年12月22日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 動物の飼養及び保管について必要な事項及び収容した動物、逸走した動物等につき県が講ずべき措置その他の動物愛護及び管理に関し必要な事項を定め、もって動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留義務 ・負傷動物の措置 ・緊急時の措置 ・飼い犬、特定動物の事故届 ・措置命令 ・報告及び立入調査 ・動物愛護管理員 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物逸走の無通報又は虚偽通報 →30万円以下の罰金 ・飼い犬の係留違反 ・事故発生時の無届又は虚偽届出 ・飼い犬に係る措置命令違反 ・報告義務違反、立入調査拒否等 →10万円以下の罰金 |
| 福島県 | 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例 昭和55年3月25日公布 昭和55年7月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 法の施行に関し必要な事項を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理担当職員 ・第一種動物取扱業登録関係手数料 ・特定動物の飼養保管の許可関係手数料 ・飼い犬又は飼い猫の引取り手数料 ・犬又は猫の譲渡手数料 | |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|---|--|---|--|
| 茨城県 | 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年3月19日公布 昭和54年6月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 法に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来し、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止するとともに、生活環境の保全上の支障の防止及び公衆衛生の向上を図り、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、動物を取り扱う者等の責務 ・動物の所有者の責任(飼養管理、逸走時の捜索、災害時の備え等) ・猫の所有者の遵守事項(猫の屋内飼養の努力義務) ・犬又は猫の多頭飼育の届出 ・特定犬の飼養及び保管、標識の掲示 ・特定動物が逸走した場合の通報等 ・事故届 ・措置命令 ・飼い犬の抑留等 ・立入調査等 ・野犬の掃と ・動物由来感染症予防対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・無報告、立入調査拒否等 →30万円以下の罰金 ・犬又は猫の多頭飼育の届出又は虚偽届出、特定動物が逸走した場合の無通報等 →5万円以下の過料 |
| | 茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例 平成28年12月28日公布 平成28年12月28日施行 | 犬や猫の殺処分ゼロを目指すため、犬及び猫の適正な飼養及び保管に関する県、犬又は猫の所有者、販売業者等の責務その他の必要な事項を定め、殺処分となる尊い命を生じさせない取組を県、犬又は猫の所有者、販売業者等が協働して推進し、もって県民が犬及び猫と共に幸せに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、犬又は猫の所有者、販売業者等の責務 ・犬及び猫の命の尊さを学ぶ場の設定等 ・犬猫愛護週間 ・所有者がいない猫に対する取組への支援 ・市町村への支援 ・収容される犬及び猫の頭数を減ずるための協議 ・動物愛護管理推進計画における条例の趣旨の尊重等 ・財政上の措置 | |
| 古河市 (茨城県) | 古河市動物の愛護及び管理に関する条例 平成28年9月16日公布 平成29年1月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年茨城県条例第8号)に基づき、人と動物とのより良い共生社会の形成に関し必要な事項を定め、市、市民及び所有者の三者が協力し合うことにより、動物の健康と安全の確保並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民の責務 ・所有者の責務 ・犬の所有者の遵守事項 ・猫の所有者の遵守事項 ・指導、勧告等 | |
| 常総市 (茨城県) | 常総市動物の愛護及び管理に関する条例 平成30年3月23日公布 平成30年4月1日施行 | 法に基づき、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の動物を取り扱う者等の責務 ・動物の所有者の責任(飼養管理、逸走時の捜索、災害時の備え等) ・猫の所有者の遵守事項(猫の屋内飼養の努力義務) ・特定犬の飼養及び保管、標識の掲示 ・その他啓発活動等 | |
| 笠間市 (茨城県) | 笠間市動物の愛護及び管理に関する条例 平成30年3月14日公布 平成30年4月1日施行 | この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年茨城県条例第8号)に基づき、市、市民、所有者等の責務を明らかにし、動物の健康と安全の確保並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民の責務 ・飼い主の責務(周辺環境に配慮した適正飼養、飼養継続困難時の対応、首輪・名札等による身元の証明、望まない繁殖を防止するための措置) ・犬及び猫の飼い主の遵守事項 ・災害時の動物の保護 ・指導等 | 第6条第1号又は同条第4号の規定に違反していると認めるときは、笠間市住みよい環境条例(平成18年度笠間市条例第122号)の規定により対処する。 |
| 牛久市 (茨城県) | 牛久市動物の愛護及び管理に関する条例 平成23年3月22日公布 平成23年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する必要な事項並びに動物の福祉に配慮し、人と動物との調和のとれた共生社会の推進のために必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、健康で豊かな生活環境の形成に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務(必要な施策を講じ、動物愛護に努める) ・動物の飼い主の責務(責任の自覚、適正飼養) ・飼い主の遵守事項(適正飼養、清掃、問題解決など) ・犬の飼養者の厳守事項(けい留、登録、不妊手術など) ・猫の飼養者の厳守事項(屋内飼養、不妊手術、名札装着など) ・迷い犬猫の一時預かり及び譲渡(飼い主捜索及び返還、譲渡) ・災害時の飼養動物の保護(災害時の避難など) ・動物愛護及び管理に関する啓発(飼い主マナーなど) | |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|---|--|---|--|
| 守谷市 (茨城県) | 守谷市動物の愛護及び管理に関する条例 平成27年3月25日公布 平成27年4月1日施行 | 人と動物にやさしいまちづくりを目指し、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めるとともに、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主の責務 ・犬及び猫の飼い主の遵守事項 ・犬及び猫の一時預かり等 ・災害時の動物の保護 ・推進体制の整備 | |
| 稲敷市 (茨城県) | 稲敷市動物の愛護及び管理に関する条例 平成31年3月27日公布 平成31年4月1日施行 | 人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関する必要な事項を定めるとともに、市、市民及び飼い主の責務を明らかにすることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生することのできる地域社会の実現に寄与すること | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・飼い主の責務(飼養管理、逸走時の捜索) ・犬の所有者の遵守事項(登録、係留、狂犬病予防注射、不妊・去勢、ふんの処理) ・猫の所有者の遵守事項(猫の屋内飼養の努力義務) ・飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項 ・飼い主の判明しない犬及び猫の一時預かり及び譲渡 ・災害時の飼養動物の保護 | |
| 神栖市 (茨城県) | 神栖市動物の愛護及び管理に関する条例 令和3年4月1日公布施行 | 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民の責務 ・飼い主の責務(動物の適正な飼養、動物の終生飼養、逸走時の捜索、災害時の備え等) ・犬の飼い主の遵守事項(常時係留、不妊去勢手術、登録鑑札及び注射済票の装着等) ・猫の飼い主の遵守事項(屋内飼養、不妊去勢手術) ・災害時の動物の保護 | |
| 阿見町 (茨城県) | 阿見町動物の愛護及び管理に関する条例 平成24年12月26日公布 平成25年4月1日施行 | 人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関する必要な事項を定めるとともに、町、町民及び飼い主の責務を明らかにすることにより、町民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町、町民、飼い主の責務 ・飼い主になろうとする者の責務 ・犬猫の飼い主の遵守事項 ・飼い主の判明しない犬及び猫の一時預かり及び譲渡 ・推進体制の整備(町、町民及び飼い主の連携体制の整備) ・国等との連携、民間団体との協働 ・災害時の飼養動物の保護 ・動物愛護及び管理に関する啓発 | |
| 栃木県 | 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年10月1日公布 昭和55年1月1日施行 (平成18年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し、県及び県民の責務その他必要な事項を定めることにより、動物の愛護及び管理に関する法律その他の動物の愛護及び管理に関する法令と相まって、県民の動物愛護の気風の醸成を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民の責務 ・人と動物の共通感染症に関する調査研究等 ・犬のけい留義務等 ・犬の抑留等 ・野犬等の撲殺 ・措置命令 ・標識の掲示 ・緊急時の措置 ・特定動物及び犬の事故届等 ・特定動物等飼養場所の立入調査等 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・犬のけい留義務違反 ・毒えさ等の移動等禁止違反 ・特定動物逸走の通報義務違反 ・事故届等義務違反又は虚偽届 ・報告提出義務違反、虚偽報告、立入調査拒否 →20万円以下の罰金又は料料 |
| 鹿沼市 (栃木県) | 鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例 平成18年9月28日公布 平成18年9月28日施行 (平成25年6月1日一部改正施行) | 動物の飼養及び保管並びにペット霊園等の設置及び管理を適切なものにすることにより、市民の安全で安心で生活環境の保全を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の増進に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主の責務 ・ペット愛護等施設の設置に関する許可基準 ・ペット愛護等施設の設置に関する許可基準等に対する指導、改善命令 ・許可の取消し ・使用禁止命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペット愛護等施設の設置等に関する措置命令違反 →20万円以下の罰金 |
| 群馬県 | 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和63年10月14日公布 平成元年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物保護管理推進旬間の設定(6月1日～10日) ・人畜共通伝染病の調査研究及び防疫対策 ・動物愛護相談員の委嘱 ・飼い犬の係留義務等 ・飼い犬等の収容 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物逸走時等緊急時の措置違反 ・措置命令違反(特定動物を除く) →6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・特定動物事故発生時の無届又は虚偽届出 ・立入調査時等の無報告又は虚偽報告 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|---|--|---|---|
| 埼玉県 | 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例 平成10年3月27日公布 平成10年10月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主等、県民の責務 ・犬等の飼養に係る遵守事項 ・犬の繁殖 ・多頭飼育の届出 ・野犬等の収容 ・犬又はねこの譲渡 ・緊急時の措置 ・咬傷犬の届出等 ・動物愛護管理員を置くことを規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・不適正飼養等に係る措置命令違反 →5万円以下の罰金 ・特定動物等の事故発生時の届出違反 ・無報告、立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 ・多頭飼育の無届出、虚偽届出 →3万円以下の過料 |
| 上尾市 (埼玉県) | 上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例 平成22年6月30日公布 平成22年7月1日施行 | 人と動物との調和の取れた共生社会の推進について、基本となる理念を定めるとともに、市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、もって人と動物とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・市、市民、飼い主の責務 ・推進体制の整備 ・国、民間団体との連携 | |
| 三郷市 (埼玉県) | 三郷市動物の愛護及び管理に関する条例 平成28年12月26日公布 平成29年12月1日施行 | 人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念を定め、並びに市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、動物の愛護に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・市、市民、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・災害時の動物の保護 ・国等との連携 | |
| 千葉県 | 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 平成26年10月21日公布 平成27年4月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号、以下「法」という。)その他の関係法令と相まって、動物の愛護に関する精神の涵(かん)養に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・子どもに対する普及啓発に関する情報提供や助言 ・飼い主を特定できるマイクロチップの普及啓発 ・収容された犬・猫を新しい飼い主に譲渡するなどの殺処分をなくすための取組 ・動物の飼い主等の遵守事項 ・特定動物が逸走した場合の飼い主の県への通報義務 ・犬・猫合わせて10頭以上飼養している飼い主の届出義務 ・犬が人を咬む事故を起こした場合の飼い主の届出義務 ・犬を係留して飼う義務 | <ol style="list-style-type: none"> 1 犬の咬傷届に係る措置命令及び引き渡し命令違反 →50万円以下の罰金 2 特定動物の逸走時の通報義務違反、犬の係留義務違反、犬の係留の解除の禁止違反 →30万円以下の罰金 3 特定動物による侵害発生時の無届もしくは虚偽の届出、犬の咬傷届の無届又は虚偽の届出 →20万円以下の罰金 4 犬の咬傷時の獣医師の検診違反 →20万円以下の罰金 5 犬の咬傷時の獣医師の検診の無報告又は虚偽の報告、報告徴収時の無報告又は虚偽の報告 →20万円以下の罰金 6 立入検査の拒否、妨げ、忌避又は立入検査時の質問に対する無答弁、虚偽の答弁 →20万円以下の罰金 7 1～6に関して、法人が違反行為をした場合、行為者と法人に対してそれぞれの罰金を科する。 8 多頭飼養の届出の無届もしくは虚偽の届出、多頭飼養の変更届出の無届もしくは虚偽の届出 →5万円以下の過料 |
| 東京都 | 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年10月27日公布 昭和55年4月1日施行 (令和2年6月17日一部改正施行) | 都民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都、都民、飼い主の責務 ・動物の適正な飼養 ・適正飼養講習会の開催等 ・動物愛護推進員の委嘱 ・第一種動物取扱業の登録 ・動物取扱業責任者研修 ・第二種動物取扱業の届出 ・特定動物の飼養保管許可 ・特定動物の施設基準 ・動物の引取り、収容等 ・野犬の駆除 ・人と動物との共通感染症の調査等 ・緊急時の措置等 ・動物愛護管理審議会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の措置命令違反 →1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・虚偽報告、立入検査拒否等 →20万円以下の罰金 ・緊急時無通報 ・咬傷犬検診義務違反 ・措置命令違反 →5万円以下の罰金 ・犬の飼い主の遵守義務違反(一部) ・事故無届・虚偽届出 →拘留又は科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|---------------|---|--|---|---|
| 御蔵島村 (東京都) | 御蔵島村動物の愛護及び管理に関する条例 平成20年12月17日公布 平成20年12月17日施行 | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより村民の動物愛護精神の高揚を図り、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、動物の健康及び安全を保持することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・村、村民、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・家庭動物の登録義務、登録抹消 | |
| 小笠原村 (東京都) | 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例 令和2年3月25日公布 令和3年4月1日施行 令和3年4月1日改正 | 愛玩動物の適正な飼養及び管理について必要な事項を定めることにより、環境衛生を保持し、愛玩動物による生態系に係る被害を未然に防止することで、村において人とペットと野生動物の共存を実現するとともに、世界自然遺産として顕著で普遍的な価値があると認められた小笠原固有の自然環境の保全を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・村民、飼い主等の責務(適正飼養等) ・飼養登録の義務(村内で30日を越えて飼養する場合の登録) ・個体識別措置(マイクロチップ装着、猫のみ) ・繁殖防止措置(猫のみ) ・飼養頭数上限(上限5頭、猫のみ) ・愛玩動物の持込みの制限(犬、猫飼養等陸を受けた愛玩動物以外の持込制限。施行日未定。) ・動物の持込み申告の義務(愛玩動物に限らず動物の持込みの申告。施行日未定。) | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →5万円以下の過料 ・登録申請、持込申告違反 →2万円以下の過料 |
| 世田谷区 (東京都) | 世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例 平成15年12月9日公布 平成16年4月1日施行 | 人と動物との調和のとれた共生社会の推進について、基本となる理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、共生社会の推進のために必要な区民等の理解と協力等について定めることにより、共生社会の推進を図るための基本的かつ総合的な施策を推進し、もって区民の健康で豊かな生活環境の形成に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会における基本理念 ・共生社会の推進を図るための区の責務 ・施策の基本方針 ・区民等の理解と協力 ・区と区民等との協働 ・区と国、都等との連携 | |
| 神奈川県 | 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年10月31日公布 昭和55年1月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 法に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼養者の責務 ・飼養者の遵守事項 ・多頭飼養の届出 ・動物の引取り、収容等 ・緊急時の措置 ・犬、特定動物の事故届 ・勧告、命令等 ・動物愛護管理監視員の任命及び動物愛護推進員の委嘱 ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係る事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の報告等 →20万円以下の罰金 ・措置命令違反(飼養者遵守事項) →10万円以下の罰金 ・措置命令違反(その他) →30万円以下の罰金 ・事故の無届等 →5万円以下の罰金 |
| 厚木市 (神奈川県) | 厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例 平成15年3月31日公布 平成15年10月1日施行 (平成22年4月1日改正) | 市、市民等及び事業者が一体となって守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現を目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物のふんの放置禁止 ・ふんを持ち帰るための道具等の携行義務 ・放し飼いの禁止 ・違反者に対する命令 | |
| 新潟県 | 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和52年3月31日公布 昭和52年6月1日施行 令和2年6月1日一部改正施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律の定めるところにより、動物の愛護及び管理等に関し必要な事項を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・犬の係留等 ・犬猫販売業者に係る基準遵守義務等 ・咬傷犬の事故届等 ・措置命令 ・立入調査等 ・動物愛護監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・事故の無届等 →5万円以下の罰金又は科料 |
| 富山県 | 富山県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和55年3月25日公布 昭和55年7月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の健康及び安全を保持し、並びに動物による迷惑を防止すると共に、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県等、飼い主の責務 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物逸走時の通報義務違反、虚偽の通報 →拘束又は科料 ・特定動物による事故発生時の届出義務違反 →拘留又は科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|--|---|---|---|
| 志賀町 (石川県) | 志賀町動物の愛護及び管理に関する条例 平成29年3月17日公布 平成29年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、町民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の安全、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との共生社会の実現を目指すことを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の責務 ・町民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 | |
| 福井県 | 福井県動物の愛護および管理に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年6月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、動物との共生が一層重要になることにかんがみ、動物の適正な取扱いとその他動物の愛護に関する事項および動物の管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する意識の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主の責務、県民の努力 ・教育および研修の機会の充実等 ・市町等との連携協力 ・動物愛護活動団体の活動の促進 ・犬などの飼い主の遵守事項等 ・係留をされない犬の収容 ・引き取るべき旨の通知等および処分、動物の譲渡、処分の特例 ・飼い犬が人をかんだことの届出および措置命令 ・特定動物が逸走した場合および事故発生時の措置 ・報告および検査 ・動物愛護指導員の規定 ・返還手数料の規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 ・特定動物の逸走時の通報義務違反 ・特定動物の事故発生時の届出義務違反 ・犬の咬傷事故の届出義務違反および咬傷犬の検診義務違反 →3万円以下の罰金または科料 ・各種報告義務違反、検査拒否 →科料 |
| 山梨県 | 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年10月16日公布 平成15年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、県民の動物の愛護の意識の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和しつつ共生する社会づくりに資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主、県民の責務 ・犬、ねこの飼い主の遵守事項 ・犬及びねこの多頭飼養の届出 ・事故発生時の措置 ・緊急時の措置 ・措置命令 ・立入調査等 ・動物愛護管理員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・係留義務違反 ・報告、立入調査拒否 ・事故発生時届出違反 →10万円以下の罰金 ・緊急時の措置違反 →30万円以下の罰金 ・措置命令違反 →3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・多頭飼養の無届 →5万円以下の過料 |
| 長野県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成21年3月23日公布 平成21年10月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主、県民の責務 ・飼い主の遵守事項等(係留義務等) ・多頭飼養の届出 ・犬及びねこの引取り、譲渡等 ・野犬等の収容、駆除 ・咬傷事故発生時の届出 ・緊急時の措置 ・措置命令 ・報告徴収及び立入検査 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・虚偽報告、立入検査拒否等 →20万円以下の罰金 ・事故発生時の無届出、虚偽届出 ・咬傷犬検診義務違反 →5万円以下の罰金 ・多頭飼養の無届出、虚偽届出 →5万円以下の過料 |
| 岐阜県 | 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年3月23日公布 平成18年6月1日施行 (令和3年7月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務等 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の遵守事項 ・特定動物飼い主の遵守事項 ・多頭飼養の届出 ・野犬等の抑留及び駆除 ・緊急時及び事故発生時の措置等 ・措置命令 ・報告の徴収等 ・動物愛護管理員の設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物逸走通報義務違反等 ・事故の無届等 ・報告義務違反等 →20万円以下の罰金 ・咬傷犬検診義務違反 ・異常犬無届出 →科料 ・多頭飼養無届出等 →過料 |
| 静岡県 | 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年12月26日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 県民の間に動物を愛護する精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主及び第一種動物取扱業者の責務 ・動物の飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の遵守事項 ・犬の収容 ・収容犬の譲渡 ・負傷動物の治療等 ・特定動物の飼い主の遵守事項 ・緊急時の措置 ・措置命令等 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・報告の拒否・虚偽、立入検査等の拒否・虚偽 →20万円以下の罰金 ・事故発生時等の通報・届出義務違反 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|--|---|--|---|
| 愛知県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼い主の遵守事項 ・特定動物逃走時の措置 ・特定動物による事故の届出 ・飼い犬係留義務 ・咬傷事故発生時の措置 ・犬の飼い主に対する措置命令 ・野犬等の抑留 ・報告徴収、立入調査票 ・動物愛護監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼い主に対する措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・事故時無届 ・立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 |
| 三重県 | 三重県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和56年12月25日公布 昭和57年7月1日施行 (令和2年3月24日一部改正、令和2年6月1日施行) | 法の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・市町の協力 ・飼い犬のけい留 ・事故発生時の措置 ・犬の抑留 ・野犬等の掃とう ・立入検査等 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬に関する措置命令違反(殺処分命令) →6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・飼い犬に関する措置命令違反(適正飼養措置命令違反) →6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・けい留義務違反・事故無届出又は虚偽届出等 →10万円以下の罰金 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |
| 滋賀県 | 滋賀県動物の保護および管理に関する条例 平成6年3月30日公布 平成6年10月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物が共存する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の飼い主の遵守事項 ・飼い犬のけい留義務 ・犬およびねこの多頭飼養の届出 ・野犬等の収容等 ・緊急時、事故発生時の措置 ・措置命令、立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物逃走時の通報義務違反・措置命令違反 →5万円以下の罰金 ・飼い犬の繋留義務違反・特定動物または飼い犬の事故発生時の措置違反(事故の未届、または虚偽の届出)等 →3万円以下の罰金、拘留または料料 ・犬ねこの多頭飼養の無届出、虚偽の届出 →1万円以下の過料 |
| 愛荘町 (滋賀県) | やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例 平成24年9月4日公布 平成25年4月1日施行 (平成25年9月10日一部改正施行) | この条例は、愛荘町環境基本条例(平成21年愛荘町条例第1号)の基本理念および愛荘町環境基本計画に基づき、町の環境づくりおよび町民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好な生活環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、町の環境と町民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の不適正飼養等に係る勧告措置命令違反 →2万円以下の過料 |
| 高島市 (滋賀県) | 高島市未来へ誇れる環境保全条例 平成19年7月9日公布 平成19年10月1日施行 (令和2年4月1日一部改正施行) | この条例は、高島市環境基本条例(平成17年高島市条例第371号)の基本理念ならびに法令または他の条例(以下「法令等」という。)および高島市環境基本計画の定めに基づき、市の未来へ誇れる環境づくりおよび市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好な生活環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、現在および将来の市の環境と市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の適正な飼養 ・犬の適正な飼養 ・猫の適正な飼養 ・動物の管理者、占有者、動物の販売を業としているものに対する勧告及び命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の適正な飼養にかかる命令違反 →2万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|---------------|---|--|--|--|
| 京都府 | 動物の飼養管理と愛護に関する条例 昭和46年10月29日公布 昭和47年7月28日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | この条例は、動物の適正な取扱いを通じ、動物愛護の意識を高めるとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚染を防止し、人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・府及び府民の責務 ・所有者等の責務 ・所有者等の遵守事項 ・犬の係留 ・特定動物の所有者等の遵守事項 ・特定動物による侵害防止の措置 ・事故発生時の措置 ・立入調査 ・措置命令 ・動物愛護管理員の設置 ・犬及び猫の引渡し ・犬の抑留等 ・野犬の掃討 ・手数料 ・費用の負担 ・手数料等の減免 ・罰則、両罰規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の所有者に対する措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物逸走時等の通報義務違反 →20万円以下の罰金 ・飼い犬に係る立入調査の拒否等 →10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・飼い犬による事故発生時の届出違反 →科料 |
| 大阪府 | 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月30日公布 平成13年7月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の飼養及び保管に関し必要な措置等を定め、併せて動物の愛護及び管理に関し必要な他の事項を定めることにより、府民の動物に対する愛護精神の高揚、府民の安全の確保及び生活環境の保全上の支障の防止に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守事項 ・犬の飼養者の遵守事項 ・特定動物の飼養者の遵守事項 ・特定動物の飼養又は保管の許可に係る基準 ・飼えなくなった特定動物の処理 ・特定動物の飼養者に対する指導及び勧告 ・犬、ねこ及び特定動物以外の動物の引取り ・係留されていない飼い犬の抑留 ・引取り等をした動物に対する治療等 ・所有者の判明しない犬、ねこ等の公示 ・引き取った動物の譲渡 ・薬物による野犬の掃討 ・犬の飼養者に対する措置命令 ・事務処理の特例 ・動物愛護管理員の設置 ・飼養者に対する報告の徴収及び立入調査 ・多頭飼育の届出 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の報告義務違反及び立入調査協力義務違反 →20万円以下の罰金 ・特定動物の飼養者の通報義務違反 →10万円以下の罰金 ・飼い犬の所有者に対する措置命令違反 →10万円以下の罰金、拘留又は科料 ・飼い犬の係留義務違反 →拘留又は科料 ・多頭飼育の届出義務違反 →5万円以下の過料 |
| 貝塚市 (大阪府) | 貝塚市環境保全条例 昭和52年3月30日公布 昭和52年12月1日施行 (令和2年10月1日一部改正施行) | すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにし、市民の良好な環境の確保に関する必要な事項を定めることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼犬、飼猫その他の愛がん動物の適正管理 ・指導及び勧告 | |
| 泉佐野市 (大阪府) | 泉佐野市動物適正飼養条例 平成26年4月1日公布 平成26年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき、動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護精神の高揚並びに公衆衛生の向上に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守事項 ・飼養者への勧告 ・飼養者の行為公表 ・市長の協力義務 | |
| 和泉市 (大阪府) | 和泉市生活環境の保全等に関する条例 平成11年10月13日公布 平成12年4月1日施行 (平成19年10月1日一部改正施行) | 公害の防止その他の生活環境の保全及び創造に関する施策について必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。 | (愛護動物の管理) 第41条 愛護動物の飼育者は、その動物の性質及び形状に応じた飼育施設を設け、人に危害を加えることのないように適正な管理をするとともに、悪臭の発生防止、病害虫の予防等に努め、ふん尿については飼育者の責任において適切に処理しなければならない。 2 愛玩動物の飼育者は、当該愛玩動物が不要となったとき又は死亡したときは、飼育者の責任において適切に処理しなければならない。 | (違反時の措置) 第42条 市長は、前条の規定に違反することにより周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反者に対して飼育方法の改善その他必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|---------------|---|--|--|----|
| 羽曳野市 (大阪府) | 羽曳野市環境美化条例 平成4年12月25日公布 平成5年4月1日施行 | 現在及び将来にわたって市民が健康で安全にして快適な生活を営むため、羽曳野市民憲章をふまえて市、事業者及び市民が、地球的環境の美化の観点から総力をあげて取り組むべき良好な環境の保全及び美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、もってふるさと羽曳野のまちづくりの推進を図ることを目的とする。 | 第55条 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、愛情を持って管理し、当該愛がん動物が住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適切に管理しなければならない。 2 愛がん動物の飼育者は、その飼育を行わなくなったとき又は愛がん動物が死亡したときは、みだりに捨てることなく、飼育者の責任において適切に措置しなければならない。 第56条 市長は、愛がん動物の飼育者が前条に規定する愛がん動物の管理を怠ることにより、周辺的生活環境を損なっていると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。 | |
| 門真市 (大阪府) | 門真市美しいまちづくり条例 平成13年3月28日公布 平成13年10月1日施行 | 市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的とする。 | (愛護動物の管理) 第30条 飼い犬、飼い猫その他の愛護動物(以下「愛護動物」という。)の所有者又は占有者(以下「飼い主」という。)は、当該愛護動物が市民等に危害を与え、又は迷惑を及ぼすことにより、良好な生活環境を損なうことのないよう適切に管理しなければならない。 2 愛護動物の飼い主は、その飼育を行わなくなったとき又は愛護動物が死亡したときは、みだりに捨てることなく、飼い主の責任において適切に措置しなければならない。 (動物との関わり) 第31条 市民等は、カラス、犬、猫その他の動物で飼い主のいないもの又は飼い主の不明なものが、生ごみ等に依存することにより、良好な生活環境を損なうことのないよう、当該生ごみ等を適切に管理しなければならない。 2 市民等は、鳩、犬、猫その他の動物で飼い主のいないもの又は飼い主の不明なものに、むやみに給餌を行うことにより、ふん害を発生させる等良好な生活環境を損なってはならない。 | |
| 摂津市 (大阪府) | 摂津市環境の保全及び創造に関する条例 平成11年6月29日公布 平成11年12月1日施行 (平成29年4月1日改正施行) | 良好な環境の保全及び創造に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策の総合的推進を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。 | ・愛がん動物の適正管理 ・指導及び勧告 | |
| 藤井寺市 (大阪府) | 藤井寺市美しいまちづくり推進条例 平成15年3月31日公布 平成15年4月1日施行 (平成15年10月1日一部改正施行) | 市民の健康で文化的な生活を保持、促進するため、廃棄物の不法投棄の防止や公共の場所の清潔保持など、市民の身近な生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業所等が一体となって取り組み、市内の美しいまちづくりを推進することを目的とする。 | ・飼い犬、飼い猫その他の愛護動物(以下「愛護動物等」という。)の所有者又は占有者(以下「飼い主」という。)は、当該愛護動物等が人に危害を加え、又は器物を損壊することのないように、適正に管理するよう努めなければならない。 ・飼い犬の飼い主は、当該飼い犬を飼育場所以外の場所へ移動し、又は運動させるときは、犬のフンを回収するための用具等を携帯するなどして、当該飼い犬のフンを適正に処理しなければならない。 ・愛護動物等の飼い主は、当該愛護動物等の飼育を行わなくなったとき、又は死亡したときは、飼い主の責任において適正に措置しなければならない。 | |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|----------------|--|--|---|---|
| 豊能町 (大阪府) | 豊能町環境保全条例 平成11年3月31日公布 平成11年7月1日施行 | 豊かな環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。 | 第10節 愛がん動物の管理 (愛がん動物の管理) 第52条 愛がん動物の飼育者は、近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう、適正に管理しなければならない。 | |
| 忠岡町 (大阪府) | 忠岡町環境保全条例 昭和51年8月11日公布 昭和51年8月11日施行 | 忠岡町における社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関し、必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼犬、飼猫、その他愛玩動物(以下「飼犬等」)の飼養に係る遵守事項 ・飼犬等の性質、形状に応じた衛生管理 ・飼犬等が人に危害を加えないよう適正な管理 ・飼犬等のふん尿の始末 ・飼犬等が死亡、又は不要となった場合飼育者が自らの責任で適切に措置 | 町長は、飼犬等の飼育により、近隣の環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認めるときは、飼犬等の飼育者に対し、必要な措置をとるよう指導又は勧告することができる。 |
| 太子町 (大阪府) | 太子町美しいまちづくり条例 平成19年12月27日公布 平成20年4月1日施行 | 空き缶、吸い殻の散乱及び粗大ごみの不法投棄の防止並びに愛護動物の管理等について必要な事項を定めることにより、町民が良好な環境の中で快適な生活を営めるよう清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。 | 愛護動物の飼い主の責務として飼い主は、愛護動物が近隣住民に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理し、愛護動物を飼養場所以外の場所へ移動するときは、ふんを回収するための用具等を携帯するなどして、これを適切に処理しなければならない。又、やむを得ず愛護動物を継続して飼養することができなくなった場合及び愛護動物が死亡したときは、関係法令の規定に基づいて、適切に措置しなければならない。 | |
| 千早赤阪村 (大阪府) | 金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例 平成31年1月1日公布 平成31年1月1日施行 | 千早赤阪村に関係する全ての人の参画と協働により、一人ひとりが夢を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営むことができるよう、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な魅力あふれる千早赤阪村をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目的とする。 | 飼い犬等の管理 | |
| 兵庫県 | 動物の愛護及び管理に関する条例 平成5年3月29日公布 平成5年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・所有者等の責務 ・動物愛護思想の高揚 ・飼養者等の遵守事項(犬の繋留等) ・事故発生時、緊急時の措置(飼い犬事故届出) ・実験動物の飼養保管の届出 ・動物の収容等 ・管理責任者の設置 ・措置命令 ・立入調査 ・動物愛護監視員の任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の飼養保管に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・事故無届等(特定動物) ・緊急時の無通報等(特定動物) ・実験動物に係る無届等 ・措置命令違反(飼い犬) ・報告義務違反、立入調査拒否等(特定動物、動物取扱業、実験動物) →20万円以下の罰金 ・飼い犬の係留等義務等違反 ・事故無届等(特定動物以外) ・報告義務違反、立入調査拒否等(特定動物、動物取扱業、実験動物以外) →10万円以下の罰金 ・変更、廃止無届等(特定動物以外) →5万円以下の過料 |
| 奈良県 | 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例 平成16年12月16日公布 平成17年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物の共生に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主等の責務 ・飼い主の遵守事項(犬の繋留等含む) ・特定動物飼養者の遵守事項 ・動物の収容、処分等 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置(咬傷犬の届出等含む) ・措置命令 ・立入調査等 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・犬の飼い主の虚偽報告、立入調査拒否等 →10万円以下の罰金 ・特定動物の逃走時無通報 ・特定動物・犬の事故発生時無届出、虚偽届出 →5万円以下の罰金又は料料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|--|---|---|---|
| 和歌山県 | 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 平成11年12月24日公布 平成12年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに生活環境の向上を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、所有者等の責務 ・動物愛護精神の高揚 ・動物の所有者等の遵守事項 ・飼い犬及び飼い猫の所有者等の遵守事項 ・自己の所有する猫以外の猫に給餌等を行う者の遵守事項 ・地域猫対策の実施計画の認定 ・特定動物の所有者等の遵守事項 ・事故発生時、緊急時の措置等 ・動物愛護管理指導員 ・動物の収容等 ・勧告、措置命令、罰則(過料含む)、立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬又は特定動物の所有者等に対する措置命令違反 →20万円以下の罰金 ・特定動物逸走時の無通報 →10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留等違反、飼い犬の事故発生時の届出違反、虚偽報告、立入調査の拒否、妨害等 →10万円以下の罰金 ・飼い猫の所有者等の遵守事項違反、自己の所有する猫以外の猫に給餌等を行う者の遵守事項違反 →5万円以下の過料 |
| 鳥取県 | 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年9月28日公布 平成14年4月1日施行 (令和2年4月1日、6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、県民、飼い主の責務 ・動物の飼い主の遵守事項(特定動物、犬、猫)(犬の係留、ふんの除去) ・飼い主のない猫の繁殖の抑制 ・野犬等の収容 ・犬、猫等の譲渡等 ・野犬等の薬殺処分 ・感染症の予防 ・緊急時、事故発生時の措置(特定動物逸走時や咬傷事故発生時の届出等) ・措置命令・立入調査 ・動物愛護管理員及び動物愛護技術員 ・収容返還手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物、犬の飼い主に対する措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 ・通報、報告、届出等の義務違反 ・咬傷犬の検診義務違反に係る措置命令違反 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金又は料料 |
| 鳥根県 | 鳥根県動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年6月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・特定動物の飼養許可 ・動物の引取り、収容等 ・緊急時の措置等 ・勧告、措置命令 ・立入検査等 ・手数料等 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の飼養者に対する措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・犬の飼い主に対する措置命令違反、動物の飼い主に対する措置命令違反 →20万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反、特定動物の逸走時・犬の事故発生時の届出義務違反 →10万円以下の罰金 |
| 飯南町 (鳥根県) | 飯南町動物の愛護及び管理に関する条例 平成25年9月25日公布 平成25年9月25日施行 | 町民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の安全、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との共生社会の実現を目指すことを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町、町民、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 | |
| 岡山県 | 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月23日公布 平成13年7月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、飼い主等、県民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬及び猫の飼い主の遵守事項(犬の繋留等) ・犬又は猫の引取り ・野犬等の収容 ・負傷した犬・猫等の措置 ・収容の公示等 ・犬又は猫の譲渡 ・野犬等の掃討 ・人畜共通感染症 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・立入検査等 ・動物愛護管理員及び動物愛護指導員 ・手数料等 ・市町村条例との調整 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼い主に対する措置命令違反 →20万円以下の罰金 ・犬の繋留義務違反 ・法に定める特定動物が逸走した際の通報義務違反又は虚偽通報違反 ・飼養する動物が事故を起こした際の報告義務違反 ・条例に基づく関係職員の立入検査を妨害 →10万円以下の罰金 ・事故報告等に係る措置命令違反 →5万円以下の過料 ・犬又は猫の引取の際に支払う手数料の徴収を免れた場合 →徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 |
| 玉野市 (岡山県) | 玉野市人と動物との共生社会の推進に関する条例 平成29年3月27日公布 平成29年6月1日施行 | 人と動物とのより良い共生社会の形成に関し必要な事項を定め、市、市民等及び飼い主の責務を明らかにすることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図るとともに、動物の取扱により人に及ぼす迷惑を防止し、もって共生社会の推進を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主にならうとする者の責務 ・犬の飼い主の遵守事項 ・猫の飼い主の遵守事項 ・飼い主のない猫へのえさやり ・不適切なえさやりの禁止 | |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|--|---|---|---|
| 浅口市 (岡山県) | 浅口市動物と共生できる社会の実現の推進に関する条例 令和3年3月15日公布 令和3年4月1日施行 | 動物の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図るとともに、動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって動物と共生できる社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の遵守事項 ・猫の飼い主の遵守事項 ・飼い主になろうとする者の責務 ・飼い主のいない動物への餌やり ・勧告及び命令 ・委任 ・過料 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →5万円以下の過料 |
| 広島県 | 広島県動物愛護管理条例 昭和55年3月28日公布 昭和55年7月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 法第9条の規定に基づき講じる必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の所有者の遵守事項 ・飼い犬の係留 ・特定動物逸走時の措置 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・立入調査等 ・犬または猫の譲渡 ・公示等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・特定動物の逸走を通報しなかった者 ・事故発生時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・咬傷事故発生時飼い犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなかった者 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |
| 山口県 | 山口県飼犬等取締条例 昭和47年12月25日公布 昭和48年4月1日施行 (平成18年3月20日一部改正施行) | 犬による人畜その他への害を防止することにより、社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼犬の係留義務 ・飼主の遵守義務 ・遺棄の禁止等 ・加害の届出 ・措置命令 ・捕獲等 ・立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →3万円以下の罰金又は料料 ・飼犬の遺棄 ・立入調査の拒否等 →2万円以下の罰金又は料料 ・係留違反 →料料 |
| | 山口県動物愛護管理員条例 令和2年3月17日公布 令和2年6月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく動物愛護管理担当職員を置くことを目的とする。 | 動物愛護管理員の設置 | |
| 山口市 (山口県) | 山口市の生活環境の保全に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行 | 山口市環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・猫を飼養する者は、屋内飼育を基本とし、屋内飼育によらない場合にあっては、自ら飼養していることを明らかにするための措置を講じさせる。 ・飼養する犬・猫のふんにより、公共の場所又は他人が所有若しくは占有する土地、建物若しくは工作物を汚さない。 | |
| 徳島県 | 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年6月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、動物を愛護する気風の醸成を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、動物を取り扱う者等の責務 ・動物の所有者の責任(飼養管理、逸走時の捜索、災害時の備え等) ・特定動物に係る標識の表示、逸走した場合の通報等 ・事故届 ・措置命令 ・飼い犬の抑留等 ・立入調査等 ・野犬の掃とう | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・無事故届又は虚偽届出等 →5万円以下の罰金 ・犬の係留の無、特定動物及び犬による事故の届出の無、立入調査の未対応、虚偽の申告 →3万円以下の罰金 |
| 香川県 | 香川県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月27日公布 平成13年8月1日施行 (令和2年7月17日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物を愛護する精神の高揚に資するとともに、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼い主の責務 ・人と動物に共通する感染症の調査等 ・飼い主の遵守事項 ・犬の係留等 ・動物の引取り、収容、譲渡等 ・緊急時の措置 ・事故発生(犬、特定動物)の届出 ・措置命令等 ・報告の徴収、立入検査 ・動物愛護管理員の任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の脱出時の無通報又は虚偽通報 ・犬の係留や危害防止に係る措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・犬又は特定動物による事故の無届出又は虚偽届出 ・無報告、虚偽報告、立入検査の拒否、妨害、忌避 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|----------------|---|--|--|---|
| 東かがわ市 (香川県) | 東かがわ市動物の愛護及び管理に関する条例 平成16年3月12日公布 平成16年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物を愛護する精神の高揚に資するとともに、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・犬の係留等 ・動物の死体処理 ・措置命令 ・犬及び猫の引取り ・外来種動物の管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の係留や危害防止に係る措置命令違反 →5万円以下の過料 |
| 愛媛県 | 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月23日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町、県民の責務 ・動物の所有者又は占有者の遵守事項(犬の繋留義務等・咬傷時の届出義務等) ・特定動物の逃走や野犬等に対する緊急時の措置 ・措置命令等 ・動物の所有者等に対する報告の徴収及び立入調査 ・動物愛護管理員の設置 ・動物取扱業登録申請等に関する手数料 ・負傷動物の収容後の措置等 ・公示及び処分 ・譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 →10万円以下の罰金 ・特定動物、犬に係る事故無届 ・措置命令違反 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は料料 |
| 四国中央市 (愛媛県) | 四国中央市犬の危害防止条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行 | 人の身体及び財産に対する犬の危害防止に関し必要な事項を定めることにより、その危害の防止対策を総合的に推進し、もって住民の社会生活の安全を確保するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務(飼い犬の係留) ・繁殖の制限 ・不要犬の届出等 ・飼い犬等の引渡し ・野犬等の掃討 ・指導勧告 ・緊急時の措置 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・野犬等の掃討の妨害等 →5万円以下の罰金 |
| 今治市 (愛媛県) | 今治市犬の危害防止条例 平成17年1月16日公布 平成17年1月16日施行 | 人の身体及び財産に対する犬の危害防止に関し必要な事項を定めることにより、その危害の防止対策を総合的に推進し、もって住民の社会生活の安全を確保するとともに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・危害防止の措置 ・不用犬の届出 ・拾得犬の取扱い ・野犬等の掃討 ・指導の勧告 ・緊急時の措置 ・立入調査等 ・過料 ・委任 | <ul style="list-style-type: none"> ・野犬等の捕獲を妨害し、又は捕獲された野犬等を逃し、若しくは連れ出してはならない。 →5万円以下の過料 |
| 上島町 (愛媛県) | 上島町犬の危害防止条例 平成16年10月1日公布 平成16年10月1日施行 | 人の身体及び財産に対する犬の危害防止に関し、必要な事項を定めることにより、その危害の防止対策を総合的に推進し、もって住民の社会生活の安全を確保するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・繁殖に関する責務 ・不要犬の届出等 ・飼い犬等の引渡し ・野犬等の対策 ・飼い主への指導勧告 ・立入調査等 ・委任 | <ul style="list-style-type: none"> ・野犬等の捕獲の妨害、捕獲された野犬を逃がす等の違反 →5万円以下の罰金 |
| 久万高原町 (愛媛県) | 久万高原町犬取締条例 平成16年8月1日公布 平成16年8月1日施行 | 犬による人、家畜、家きん、農作物の被害を防止し、公衆衛生の向上を図り、もって住民の日常生活の安全を確保することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留 ・管理者の守るべき事項 ・犬の引取り及び処分 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留、管理者の守るべき事項に違反し措置命令に従わない者 →1万円以下の罰金 |
| 松前町 (愛媛県) | 松前町犬取締条例 昭和45年6月30日公布・施行 平成4年3月26日改正施行 | 犬による人、家畜、農作物等の被害を防止し、もって住民の日常生活の安全を確保することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の係留 ・管理者の守るべき事項 ・野犬等の掃討 | <ul style="list-style-type: none"> ・係留をせず、その措置命令に従わなかった者 →2万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|--|---|---|--|
| 砥部町 (愛媛県) | 砥部町犬の危害防止条例 平成17年1月1日公布 平成17年1月1日施行 | 人の身体及び財産に対する犬の危害防止に関し、必要な事項を定めることにより、その危害の防止対策を総合的に推進し、もって住民の社会生活の安全を確保するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・けい留の義務 ・遵守事項 ・捨て犬の禁止等 ・繁殖の制限 ・野犬の掃討 ・薬物の使用禁止及び停止 ・緊急時の措置 ・措置命令等 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・けい留の義務、捨て犬 →5万円以下の罰金 ・措置命令に従わない者 →2万円以下の罰金または科料 ・立入調査等の規定による立入り若しくは調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは忌避し、又は同行の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問に答えず、若しくは虚偽の答えをした者 →2万円以下の罰金または科料 ※第15条に両罰規定あり |
| 西予市 (愛媛県) | 西予市犬の管理に関する条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行 | 犬の飼養又は管理に関し必要な事項を定めることにより、飼い主の責務を明確にし、人の生命、身体及び財産に対する犬の危害防止並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の係留 ・指導及び勧告等 ・野犬等の収容 ・野犬等の掃討 | |
| 大洲市 (愛媛県) | 大洲市犬の危害防止条例 平成17年1月11日公布 平成17年1月11日施行 | 人の身体及び財産に対する犬の危害防止に関し必要な事項を定めることにより、その危害防止対策を総合的に推進し、もって住民の社会生活の安全を確保するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・不用犬の届出等 ・飼い犬等の引渡し ・野犬等の掃討等 ・指導勧告 ・緊急時の措置 ・立入調査等 ・罰則 ・両罰規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・野犬等の捕獲妨害等 →5万円以下の罰金 ・無報告、立入調査拒否等 →2万円以下の罰金又は科料 |
| 内子町 (愛媛県) | 内子町犬取締条例 平成17年1月1日公布 平成17年1月1日施行 | 犬による人、家畜、家きん、農作物等の被害を防止し、もって住民の日常生活の安全を確保することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留 ・管理者の遵守事項 ・野犬等の掃討 ・掃除の禁停止 ・野犬等の捕獲、発生防止 ・措置命令 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →2万円以下の罰金 |
| 伊方町 (愛媛県) | 伊方町犬取締条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行 | 犬による人、家畜、家きん、農作物等の被害を防止し、もって住民の日常生活の安全を確保することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・係留 ・飼い主の遵守事項 ・野犬等の掃討 ・掃除の禁停止 ・立入調査 ・措置命令 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →5万円以下の罰金 |
| 高知県 | 高知県動物の愛護及び管理に関する条例 平成7年3月17日公布 平成7年7月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 法に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、人と動物が共存する社会づくりに寄与する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、県民の責務 ・飼い主等の遵守事項 ・特定動物の飼養保管許可の有効期間等 ・緊急時の措置等 ・措置命令 ・犬及び猫の収容、公示等 ・立入調査等 ・動物愛護指導員の任命 ・昨年法律改正に伴う変更あり(引用規定の整理、変更になった名称等) | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の係留義務違反 ・緊急時の無通報等 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 |
| 福岡県 | 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和53年12月25日公布 昭和54年4月1日施行 (令和2年4月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めて動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬のけい留義務等 ・緊急時の措置 ・事故届 ・措置命令 ・立入調査等 ・動物愛護指導員の任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬のけい留義務違反 ・立入調査拒否等 →5万円以下の罰金又は科料 ・事故無届等 →2万円以下の罰金又は科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|---------------|--|--|--|--|
| 筑紫野市 (福岡県) | 筑紫野市畜犬管理条例 昭和48年10月26日公布 昭和48年12月1日施行 (平成14年12月12日改正) | 畜犬の管理を適正にすることにより、畜犬が人、家畜その他(以下「人畜等」という。)に危害を加えることを防止し、もって日常生活の安全と公衆衛生の向上を図るため。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・清潔の保持 ・こう傷犬の届出及び検診 ・獣医師の診断書交付の義務 ・立入調査 ・畜犬指導員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・こう傷事故の無届 ・こう傷犬の無検診 ・措置命令違反 ・立入調査拒否 →5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 |
| 太宰府市 (福岡県) | 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例 昭和49年4月1日公布 昭和49年4月1日施行 (平成26年4月1日一部改正施行) | 畜犬の愛護及び管理に関する事項を定め、畜犬が人、家畜、農作物その他に害を加えることを防止し、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・咬傷犬の検診 ・危険の防止、清潔の保持のための措置 ・立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・畜犬の遺棄 ・不適正飼養等に係る措置命令違反 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は科料 |
| 那珂川市 (福岡県) | 那珂川市畜犬の愛護及び管理に関する条例 昭和50年3月31日公布 昭和50年7月1日施行 (平成30年10月1日改正施行) | この条例は、狂犬病予防法によるものを除くほか、畜犬及び野犬による人又は家畜、農作物、その他に危害を与えることを防止し、もって住民の社会生活の安全と公衆衛生の向上を図るため、地方自治法第14条第2項に基づき、畜犬の愛護及び管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・畜犬の飼育している場所の内外の清潔の保持 ・咬傷犬の届出及び検診 ・診断書公布の義務 ・危害の防止又は清潔の保持の措置命令 ・加害畜犬に対する処分 ・野犬の掃とう ・立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務に違反して係留しなかった者又は畜犬を捨てた者 →5万円以下の罰金または拘留若しくは科料 ・危害の防止又は清潔の保持に必要な措置命令に従わなかった者 →5万円以下の罰金または拘留若しくは科料 ・咬傷犬について届け出なかった者及び咬傷犬を検診させなかった者 →3万円以下の罰金または拘留若しくは科料 ・立入調査を正当な理由なく拒み妨げ、又は偽りの報告をした者 →3万円以下の罰金または拘留若しくは科料 |
| 福津市 (福岡県) | 福津市人と犬・ねこの共生に関する条例 平成17年1月24日公布 平成17年1月24日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、人と犬・ねこのより良い共生社会の形成に関し必要な事項を定め、市、市民、飼い主等の三者が協力し合うことにより、犬・ねこの健康と安全の確保並びに犬・ねこによる人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主等の責務 ・立入調査 ・飼い犬のけい留義務等 ・指導及び勧告 ・改善命令 | |
| 中間市 (福岡県) | 中間市飼犬条例 平成12年3月9日公布 平成12年4月1日施行 (平成21年9月30日一部改正施行) | 人、家畜、その他に対する飼い犬の危害を防止するとともに、狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防することにより社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の遵守事項 ・立入調査 ・清潔の保持 ・登録及び注射の義務 ・捨て犬の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬をけい留しなかったとき。 ・犬の登録をせず、又は鑑札を飼い犬に付けなかったとき。 ・犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を飼い犬につけなかったとき。 →5万円以下の罰金 |
| 芦屋町 (福岡県) | 芦屋町飼犬条例 平成12年3月22日公布 平成12年4月1日施行 (平成13年3月29日改正施行) | 人、家畜、その他に対する飼い犬の危害を防止し、もって社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。また、狂犬病予防法第4条及び第5条の規定に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射に関し必要な事項を定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・清潔の保持 ・飼い主の遵守事項 ・登録及び注射の義務 ・捨て犬の禁止 ・立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防法及び福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、罰則の適用を行う。 ・飼い犬をけい留しなかったとき。 ・犬の登録の申請をせず、鑑札を飼犬に付けなかったとき。 ・犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を付けなかったとき。 |
| | 芦屋町環境美化条例 令和2年3月19日公布 令和2年4月1日施行 | 環境美化の促進及びその保持を図るため、必要な事項を定めることにより、町、事業者及び町民等が一体となって、廃棄物の不法投棄の禁止、飼い犬又は飼い猫のふん害の防止及び緑化の推進を図ることにより、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。 | 飼い犬又は飼い猫のふんの放置の禁止 | |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|---|--|---|---|
| 水巻町 (福岡県) | 水巻町飼犬条例 平成12年3月29日公布 平成12年4月1日施行 (平成12年12月25日改正施行) | 人・家畜その他に対する飼い犬の危害を防止するとともに、狂犬病予防法に基づき狂犬病の発生を予防することにより社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・清潔の保持 ・飼い主の遵守事項 ・登録及び注射の義務 ・捨て犬の禁止 ・立入調査 | 狂犬病予防法及び福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、罰則の適用を行う。 ・飼い犬をけい留しなかったとき。 ・犬の登録の申請をせず、鑑札を飼い犬に付けなかったとき。 ・犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を付けなかったとき。 |
| 岡垣町 (福岡県) | 岡垣町飼犬条例 平成12年3月31日公布 平成12年4月1日施行 (平成13年4月2日改正施行) | 人、家畜、その他に対する飼い犬の危害を防止し、もって社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。また、狂犬病予防法第4条及び第5条の規定に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射に関し必要な事項を定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・清潔の保持 ・飼い主の遵守事項 ・登録及び注射の義務 ・捨て犬の禁止 ・立入調査 | 狂犬病予防法及び福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、罰則の適用を行う。 ・飼い犬をけい留しなかったとき。 ・犬の登録の申請をせず、鑑札を飼い犬に付けなかったとき。 ・犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を付けなかったとき。 |
| 遠賀町 (福岡県) | 遠賀町飼犬条例 平成12年3月31日公布 平成12年4月1日施行 (平成13年4月1日改正施行) | 人、家畜、その他に対する飼い犬の危害を防止し、もって社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。また、狂犬病予防法第4条及び第5条の規定に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射に関し必要な事項を定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・清潔の保持 ・飼い主の遵守事項 ・登録及び注射の義務 ・捨て犬の禁止 ・立入調査 | 狂犬病予防法及び福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づき、罰則の適用を行う。 ・飼い犬をけい留しなかったとき。 ・犬の登録の申請をせず、鑑札を飼い犬に付けなかったとき。 ・犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を付けなかったとき。 |
| 飯塚市 (福岡県) | 飯塚市生活環境の保全に関する条例 平成26年3月26日公布 平成26年7月1日施行 | 市民の、健康で文化的な生活を営むことができる生活環境を確保するため、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、公共の場所等の美化推進について必要な事項を定め、市民の生活環境保全に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、事業者の責務 ・飼い犬、飼い猫等の適正管理 ・公共の場所の美化 ・立入調査の実施、助言、指導 | |
| 桂川町 (福岡県) | 桂川町環境美化推進条例 平成21年3月27日公布 平成21年4月1日施行 | 桂川町の地域の環境美化を図り、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、もって美しい街づくりを推進すること | 愛がん動物の飼い主の責務 | |
| 田川市 (福岡県) | 田川市人に優しくつくしいまちづくり条例 平成19年12月25日公布 平成20年10月1日施行 | 人に優しくつくしいまちづくりについて、基本理念並びに市民等、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、その施策の基本事項を定めることにより、市民等が安全で快適な環境の中で生活を営めるよう、清潔で人に優しくつくしいまちづくりを目指すことを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物の飼い主の責務 ・市の啓発活動 ・指導及び勧告、公表 | |
| 小郡市 (福岡県) | 小郡市飼い犬管理条例 昭和50年12月27日公布 昭和51年4月1日施行 | 飼い犬の保護管理等について定めることにより、飼い犬が人及び家畜等(以下「人畜等」という。)に害を加えることを防止し、日常生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務(犬の繋留、犬を所有していることの掲示、衛生管理) ・清潔の保持 ・捨て犬の禁止 ・こう傷犬の届出又は検診 ・診断書交付の義務 ・措置命令 ・立入調査 ・飼い犬指導員 ・罰則、両罰規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・咬傷犬の捨て犬 ・咬傷犬の無届、無検診 ・措置命令違反 →3万円の罰金又は料料 ・咬傷犬以外の捨て犬 ・診断書交付拒否 ・立入調査の拒否、妨害、忌避や虚偽報告 →1万円以下の罰金又は料料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|---------------|---|---|--|--|
| みやこ町 (福岡県) | みやこ町人と犬、ねこの共生に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、人と犬・ねこのより良い共生社会の形成に関し必要な事項を定め、町、町民、飼い主の三者が協力し合うことにより、犬・ねこの健康と安全の確保及び犬・ねこによる人の生命、身体、財産に対する侵害の防止並びに町民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町・町民・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・是正命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・是正命令に違反 →5万円以下の罰金 |
| 築上町 (福岡県) | 築上町畜犬条例 平成18年1月10日公布 平成18年1月10日施行 | 畜犬が人、家畜その他に害を加えることを防止するため、畜犬の管理を適正にし、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・清潔の保持 ・こう傷犬の届け出及び検診 ・措置命令 ・立入調査 ・罰則 ・両罰規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・こう傷犬の届出及び検診無報告 ・立入調査拒否 →両罰則とも5万円以下の罰金又は料料に処する。 →法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、当該行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条に定める罰金又は料料に科する。 |
| 佐賀県 | 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例 平成20年3月24日公布 平成20年7月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律第9条の規定する必要な措置その他の事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民の責務 ・多頭飼養者の遵守事項 ・多頭飼養者の届出 ・多頭飼養者に対する助言又は指導 ・特定犬の飼養又は保管、標識の掲示 ・特定犬の飼い主に対する助言又は指導 ・飼養施設の設置(動物取扱業者) ・犬及び猫の引取り、公示及び処分 ・動物の譲渡等 ・緊急時の措置(特定動物等の飼い主) ・事故届(特定動物及び犬の飼い主) ・勧告及び命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物による人への危害防止に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・不適正飼養に係る措置命令違反 ・報告義務違反、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・特定動物の逃走時無通報 →5万円以下の罰金 ・多頭飼養者の無届出 →5万円以下の過料 |
| 鳥栖市 (佐賀県) | 鳥栖市ねこの愛護及び管理に関する条例 平成25年3月29日公布 平成25年4月1日施行 | ねこの適正な飼養等に関する事項を定めることにより、動物愛護の意識を高めるとともに、環境衛生の保持を図ることを目的とする | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼いねこ以外へのみだりな餌やり等の禁止 ・遺棄の禁止・指導・勧告・命令 | |
| 伊万里市 (佐賀県) | 伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例 平成22年4月1日公布 平成22年7月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが調和し、共生する社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・勧告及び命令 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の係留命令違反 →2万円以下の罰金 ・飼い犬の連れ出しの際の制御命令違反 →2万円以下の罰金 |
| 基山町 (佐賀県) | 基山町犬取締条例 昭和47年4月1日公布・施行 平成13年12月28日一部改正 平成14年1月1日施行 | この条例は、犬の管理を適正にすることにより、犬が人畜その他に危害を加えることを防止し、もって公衆衛生の向上と日常生活の安全を図ることを目的とする。 | <p>(飼い主の義務) 第3条 (1)飼い犬を人畜等に危害を加えないように、係留すること。 (5)飼い犬が人畜等に害を加えたときは、速やかにその旨を町長に届け出ること。 (措置命令) 第4条 町長は、前条第1項各号に掲げる措置がとられないと認めるときは、その指定する職員(以下「畜犬指導員」という。)をして、飼い主に対して同行各号に掲げる措置をとることを命ずるものとする。</p> | <p>(罰則) ・第6条 第3条第1項の規定に違反した者は、拘留又は料料に処する。 ・第4条に規定する措置命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。</p> |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|--------------|---|---|---|--|
| 熊本県 | 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和55年9月30日公布 昭和56年4月1日施行 (令和2年3月4日改正施行) | 法に基づき動物の愛護、適正な取扱い及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の意識の高揚、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民等の責務 ・飼養者等の遵守事項 ・未けい留犬の収容 ・野犬等の薬殺 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・報告の徴収及び立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の殺処分に係る措置命令違反 →6月以下の懲役または10万円以下の罰金 ・緊急時の措置違反 ・犬に係る飼養施設の改善措置命令違反 ・犬の適正な飼養・保管に関する措置命令違反 →5万円以下の罰金 ・犬のけい留義務違反 ・特定動物又は犬の事故発生時の届出措置違反 ・咬傷事故時の獣医師への検診措置違反 ・事故発生時の措置違反 ・条例施行に必要な報告及び立入検査の拒否等 →3万円以下の罰金又は料料 ・人の生命、身体又は財産を守るために必要な措置命令違反 →2万円以下の罰金又は料料 |
| 大津町 (熊本県) | 大津町動物の愛護及び管理に関する条例 平成15年3月24日公布 平成15年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、町民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに愛護動物の野生化を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民、飼い主の責務 ・犬、ねこの飼養に係る遵守事項 ・動物の取扱に起因して周辺環境が損なわれている事態の処置 ・緊急発生時の措置 ・措置命令 ・報告の徴収及び立入調査 | |
| 大分県 | 大分県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年7月6日公布 平成13年10月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の気運を醸成し、動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県、県民、飼養者の責務 ・動物の飼養の基本事項 ・犬の飼養者の遵守事項 ・犬の係留義務 ・犬の収容、捕獲 ・収容した犬の公示等 ・犬及び猫の譲渡、費用の負担 ・野犬等の処分 ・緊急時及び事故発生時の措置 ・措置命令及び立入調査等 ・動物愛護管理員 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の脱出時の無通報、虚偽通報 ・犬のふんの不適正処理、係留義務違反に対する措置命令違反 →5万円以下の罰金 ・特定動物の事故発生時の届出違反、虚偽届出 ・犬の飼養者の報告徴求に対する無報告、立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 |
| 宮崎県 | 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物とが共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の責務 ・飼養者の責務 ・動物取扱業者の責務 ・県民の責務 ・県と市町村等との協力 ・動物愛護推進計画 ・飼養者の遵守事項 ・特定動物の飼養者の遵守事項 ・特定動物の飼養に係る許可の期間 ・標識の掲示 ・緊急時の措置 ・事故の届出 ・立入調査等 ・動物愛護管理員 ・委任 ・罰則 ・両罰規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時無通報、虚偽の通報 ・特定動物の事故発生時の届出違反 ・無報告、立入調査拒否等 →5万円以下の罰金又は料料 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例 昭和54年12月24日公布 昭和55年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 法第9条及び第37条の3第1項の規定に基づき、動物の飼養及び保管並びに動物愛護管理員に関し必要な事項を定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物を飼養し、又は保管する者の責務 ・特定動物脱出時の措置 ・犬を飼養し、又は保管する者の遵守事項 ・犬の捕獲等 ・事故届 ・措置命令 ・立入調査等 ・動物愛護管理員に関する事項 ・手数料に関する事項 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・脱出時の措置違反等 →5万円以下の罰金 ・立入調査の拒否等 →3万円以下の罰金又は料料 ・事故無届等 →2万円以下の罰金又は料料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|-----------------------|---|--|---|--|
| <p>始良市 (鹿兒島県)</p> | <p>始良市人と動物との調和のとれた共生に関する条例 令和2年3月12日公布 令和2年4月1日施行</p> | <p>法に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念を定め、市、市民及飼い主の責務を明らかにし、人と動物とが共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・市の責務 ・市民の責務 ・飼い主になろうとする者の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の遵守事項 ・猫の飼い主の遵守事項 ・飼い主のいない猫との関わり ・災害時の動物の保護 ・国等との連携 | |
| <p>札幌市</p> | <p>札幌市動物の愛護及び管理に関する条例 平成28年3月30日公布 平成28年10月1日施行 (令和2年6月1日改正施行)</p> | <p>動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持し、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・動物取扱業者及び動物関係団体、動物取扱責任者の責務 ・飼い主の遵守事項 ・特定犬の飼い主の遵守事項 ・犬の係留等 ・犬による事故の届出 ・飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項 ・多頭飼育の届出 ・災害発生時の措置 ・特定動物の飼い主の遵守事項 ・特定動物が逸走した場合の措置 ・特定動物による事故発生時の措置 ・野犬等の捕獲等 ・犬猫の引取り ・収容動物の取扱い、治療等 ・動物を負傷させた者のとるべき措置 ・動物愛護監視員 ・札幌市動物愛護管理推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の飼い主の遵守事項違反 →30万円以下の罰金 ・犬の係留等違反 ・特定動物による事故発生時の措置命令違反 ・市長の勧告に係る措置命令違反 →20万円以下の罰金 ・無報告、立入検査拒否等 →20万円以下の罰金 ・犬の飼い主の遵守事項違反 ・犬による事故の無届出、虚偽届出等 ・特定動物の逸走時の無報告 ・捕獲した野犬を逃がした者、野犬掃討のために設置した薬物を捨てる等した者 →5万円以下の罰金 ・多頭飼育の無届出 →5万円以下の過料 |
| <p>さいたま市</p> | <p>さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年6月26日公布 平成18年11月1日施行 (令和2年3月23日改正)</p> | <p>動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和の取れた共生社会の実現に資することを目的とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市、飼い主になろうとする者の責務 ・飼い主等の責務(迷惑行為防止、繁殖防止、終生飼養等) ・飼い主等の遵守事項(適正飼養等) ・犬の飼い主の遵守事項(係留義務、糞の持ち帰り、標識掲示等) ・猫の飼い主の遵守事項(屋内飼養、繁殖防止、所有者明示等の努力義務) ・多数の動物の飼養に係る届出 ・放し飼い犬等の収容及び公示 ・犬、猫等の譲渡 ・犬の咬傷事故発生時の措置 ・特定動物の逸走、事故発生及び災害時の措置 ・立入検査 ・動物愛護推進員 ・動物愛護指導員 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の移送、殺処分等命令違反 →6月以下の懲役又は20万円以下の罰金 ・犬の飼い主の遵守事項及び咬傷事故発生時の検診勧告命令違反 →5万円以下の罰金 ・犬の咬傷事故発生時及び特定動物事故発生時の無届出、虚偽届出 ・特定動物の逸走時無通報 ・無報告、虚偽報告、立入調査拒否等 ・多数の動物の飼養に係る無届出及び虚偽届出等 →3万円以下 |
| <p>千葉市</p> | <p>千葉市動物の愛護及び管理に関する条例 平成3年12月13日公布 平成4年4月1日施行 (平成26年4月1日一部改正施行)</p> | <p>動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・所有者等の遵守事項等(犬のけい留等) ・事故届 ・犬、猫の引取り ・動物の譲渡 ・野犬等の収容・掃とう ・勧告及び措置命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・事故無届等、立入調査等の拒否 →20万円以下の罰金 ・犬の係留義務違反 →5万円以下の罰金又は料料 |
| <p>横浜市</p> | <p>横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年3月15日公布 平成18年6月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行)</p> | <p>動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・所有者等の遵守事項等(犬の係留義務ほか) ・事故届 ・犬の咬傷事故の届出義務を含む) ・犬、猫の引取り ・動物の譲渡 ・野犬等の収容・掃とう ・勧告及び措置命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →30万円以下又は10万円以下の罰金 ・無報告、立入調査等の拒否等 →20万円以下の罰金 ・事故無届等 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|---|---|--|
| 川崎市 | 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成12年3月24日公布 平成12年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき動物の健康及び安全の保持について措置を講じ、市民の間に動物愛護の気風を高めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の遵守事項(飼い主の災害対策、飼い猫の屋内飼養・保管等) ・緊急時の措置 ・標識 ・事故届 ・野犬等の収容等 ・犬、猫等の動物の引取り、譲渡し ・かわさき犬・猫愛護ボランティア ・手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物の危害防止に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・立入検査拒否、虚偽答弁等 →20万円以下の罰金 ・公共の場、他人の土地の不潔や損傷及び汚物等の適正処理に係る措置命令 →10万円以下の罰金 ・事故無届、野犬等の捕獲の妨害、野犬等の掃討の妨害 →5万円以下の罰金 |
| 相模原市 | 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例 平成21年12月22日公布 平成22年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼養者の責務 ・飼養者の遵守事項(犬の係留等) ・第一種動物取扱業者等の責務 ・第一種動物取扱業者の基準遵守義務 ・負傷した犬、猫等の動物に係る措置 ・野犬等の収容 ・収容した野犬等の取扱い ・野犬等の掃討 ・犬及び猫の引取り ・第一種動物取扱業者からの犬及び猫の引取り拒否 ・動物の譲渡 ・緊急時の措置 ・事故届 ・立入検査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反(犬の係留等) →30万円以下の罰金 ・無報告、虚偽の報告等 →20万円以下の罰金 ・措置命令違反(飼養者遵守事項) →10万円以下の罰金 ・事故の無届等 →5万円以下の罰金 |
| 新潟市 | 新潟市動物の愛護及び管理に関する条例 (平成25年7月1日公布 平成25年8月1日施行 令和2年4月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主の責務 ・犬、ねこの飼養に係る遵守事項 ・飼い主等のない猫を飼養する者の遵守事項 ・犬又は猫の多頭飼養の届出 ・犬猫販売業者に係る基準遵守義務等 ・犬又は猫の引取りに係る指導 ・野犬等の収容等 ・犬の係留等・事故発生時の措置 ・生活環境の保全に係る措置命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・犬の係留違反 ・事故発生時の無届 ・無報告、立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 ・多頭飼養の無届 →5万円以下の過料 |
| 浜松市 | 浜松市動物の愛護及び管理に関する条例 平成18年12月15日公布 平成19年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に定めがあるもののほか、特定動物の管理に関し必要な事項を定めることにより、特定動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理員の設置 ・特定動物の飼い主の遵守事項 ・災害発生時の特定動物による危害防止 ・特定動物の逸走時通報 ・特定動物の事故発生時の届出 ・特定動物による危害防止のための措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物に係る報告違反、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 ・特定動物の逸走時無通報 ・特定動物の事故発生時の届出違反 →5万円以下の罰金 |
| | 浜松市飼い犬条例 昭和40年5月31日公布 昭和40年7月1日施行 | 飼い犬の管理について必要な事項を定めることにより、飼い犬の放し飼いによる人・家畜・農作物等の被害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の繋留義務 ・飼い犬の飼育者の遵守事項 ・飼い犬の加害の届出 ・飼い犬による被害の届出 ・加害飼い犬に対する処置 ・飼い犬の管理に対する立入調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の繋留違反 ・飼い犬の加害の届出違反 ・加害飼い犬に対する措置命令違反 ・立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|---|--|---|
| 名古屋市 | 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月29日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年10月1日一部改正施行) | 動物の適正な取扱いその他動物の生命の尊重、健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて動物を愛護する気運を醸成するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市・市民の責務 ・飼主の遵守事項 ・多数の犬又は猫の飼養又は保管に係る届出 ・動物取扱責任者の規制 ・特定動物の飼主の遵守事項 ・特定動物の逃走時の措置 ・特定動物による事故の届出 ・特定動物の飼養保管許可の取消し ・犬の飼主の義務 ・犬の咬傷事故発生時の措置 ・野犬等の抑留、掃討 ・犬の飼主への措置命令 ・犬又は猫の譲渡 ・地域猫対策の推進 ・人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画の策定 ・名古屋市人とペットの共生推進協議会の設置 ・動物愛護管理監視員 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼主への措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・特定動物、犬による事故の無届等 ・犬の係留違反 ・立入検査の拒否等 →20万円以下の罰金 ・多数の犬又は猫の飼養又は保管の無届等 →5万円以下の過料 |
| 京都市 | 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例 平成27年3月27日公布 平成27年7月1日施行 平成27年10月1日罰則の適用 (令和元年12月14日一部改正施行) | 適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・所有者の責務(マイクロチップ等による所有者明示、猫の屋内飼養等) ・本市の責務 ・多数の犬等の飼養等に係る届出 ・飼い犬の糞回収義務 ・不適切な給餌の禁止等 ・報告及び命令 ・報告、資料の提出 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> 5万円以下の過料 ・勧告命令違反 ・無報告、無届出 ・虚偽報告、虚偽届出 ・立入調査拒否等 3万円以下の過料 ・飼い犬の糞の無回収 1万円以下の過料 ・多数の犬等の飼養等に係る無届出 |
| 大阪市 | 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年4月1日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理について、本市、市民及び飼養者の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な事項について定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の責務(理由なき殺処分がなくなるよう努める等動物の命を尊重するための施策等を策定し、実施すること並びにその実施に当たっての関係機関、市民等との連携及び協力) ・市民の責務 ・飼養者の責務 ・動物の適正な取扱い ・動物の引取り ・所有者不明動物の引取りに係る公示及び公示満了後の処分 ・動物取扱業に係る登録等、特定動物の飼養許可等、所有者からの動物の引取りの手数料及び収容動物の飼養費用 ・法第37条の3第1項に規定する職員 ・立入検査、罰則等 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養施設の状況等の報告の不実行、虚偽の報告、検査拒否・妨害・忌避、虚偽の答弁をした者 →20万円以下 ・特定動物の逃走、人への危害発生時の市長等への通報義務違反 →10万円以下 |
| 堺市 | 堺市動物の愛護及び管理に関する条例 平成17年12月22日公布 平成18年4月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 法に基づき、動物の飼養及び保管に関する必要な措置その他動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護精神の高揚、市民の安全の確保及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の遵守事項 ・特定動物飼養者の遵守事項 ・事故発生時の措置 ・特定動物の引取り ・収容動物の治療 ・公告・譲渡・手数料 ・動物愛護管理員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼養者の報告義務違反及び立入調査協力義務違反 →20万円以下の罰金 ・特定動物の飼養者の通報義務違反 →10万円以下の罰金 |
| 岡山市 | 岡山市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年6月27日公布 平成13年10月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主等の責務 ・動物の飼い主等の遵守事項 ・災害発生時の措置 ・犬または猫の引取り ・動物取扱責任者の責務 ・野犬等の収容 ・犬または猫の譲渡 ・緊急時、事故発生時の措置 ・立入検査 ・動物愛護管理員 ・措置命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬に係る措置命令違反 →20万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反等 →10万円以下の罰金 ・咬傷事故時の狂犬病診断書の提出命令違反 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|---|--|---|
| 北九州市 | 北九州市動物の愛護及び管理に関する条例 平成21年3月31日公布 平成21年7月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護及び管理に關し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが調和し、共生する社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主及び動物取扱業者の責務 ・飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の義務 ・譲渡の促進及び負傷動物の収容等 ・普及啓発 ・動物愛護管理員の任命及び動物愛護推進員の委嘱 ・犬及びねこの引取り ・手数料 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物が人畜に危害を加えたとき等の措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・不適正な飼養勧告に対する命令違反 →10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 →5万円以下の罰金 ・事故発生時の届出の怠り又は虚偽の届出 →5万円以下の罰金 ・特定動物の逸走時の通報の怠り又は虚偽の通報 →5万円以下の罰金 ・係留されていない飼い犬等の収容のための立入り拒否又は妨げ →3万円以下の罰金 ・報告義務違反又は立入調査拒否等 →3万円以下の罰金 ・飼い犬のふんに係る回収命令違反 →1万円以下の過料 |
| 福岡市 | 福岡市動物の愛護及び管理に関する条例 平成16年12月20日公布 平成17年1月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 市、市民、飼い主及び第一種動物取扱業者の責務を明らかにし、動物の愛護及び管理に關し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民の責務 ・飼い主の責務 ・第一種動物取扱業者の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の遵守事項 ・こう傷犬の届出 ・こう傷犬の検診等 ・猫の飼い主の遵守事項 ・特定動物に係る緊急時の措置等 ・犬及び猫の引取り ・野犬等の捕獲等 ・抑留及び譲渡 ・勧告及び命令 ・立入検査等 ・動物愛護管理員 ・動物愛護技術員 ・手数料 ・手数料の徴収時期 ・手数料の不還付 ・手数料の減免 ・委任 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反(動物の汚物等の不適切な処理や他人の物件への損傷、公共の場所の汚染、犬の係留義務違反、不適切な糞処理) ・人に危害を加えた犬等を逸走させた者 →10万円以下の罰金又は料料 ・飼養動物による事故の届出義務違反 ・咬傷犬の届出義務及び検診義務違反 ・特定動物逸走時の通報義務違反 ・特定動物逸走時に講じた措置の届出義務違反及び虚偽の届出 ・野犬捕獲時に使用した薬物混入餌を捨て、移動させ、又は埋めた者 ・飼い主による施設状況、動物管理方法等の未報告、虚偽の報告、立入検査等の拒否、忌避等 →5万円以下の罰金又は料料 |
| 熊本市 | 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例 平成24年3月22日公布 平成24年6月1日施行 (平成25年9月1日一部改正施行) | 市民の動物を愛護する意識の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが共生できる社会の実現に資すること | <p>人と動物とが共生できる社会の実現を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の責務、動物愛護推進員の委嘱 ○市民の責務、飼い主の責務、飼い主になろうとする者の責務 ○動物取扱業者の責務 ○動物を飼養・保管する者の遵守事項、猫の飼養・保管の方法 ○逸走時の措置、事故発生時の措置 ○未けい留犬の収容、収容犬の通知等、収容犬の処分、野犬等の薬殺 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反(殺処分) →6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・特定動物逸走時の通報義務違反、虚偽の通報、 ・人の生命・身体・財産への被害防止に必要な措置義務違反 ・措置命令違反(飼養施設改善等) →5万円以下の罰金 ・犬けい留義務違反 ・事故発生無届出、虚偽の届出 ・咬傷犬の検診義務違反 ・措置命令違反(係留) ・無報告、立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は料料 ・措置命令違反(その他) →2万円以下の罰金又は料料 |
| 旭川市 | 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例 令和3年3月24日公布 令和3年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に關し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項 ・犬及び猫の多頭飼養の届出 ・災害発生時の措置 ・犬、猫その他の動物の引取り ・野犬等の捕獲等 ・収容動物の取扱い、治療等 ・犬による咬傷事故発生時の届出 ・勧告、措置命令 ・報告徴収、立入調査等 ・動物愛護センター ・動物愛護管理員、動物愛護指導員 ・手数料 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の係留等義務違反 ・犬の咬傷事故に関する無届出又は虚偽届出 ・犬の飼い主に対する措置命令違反 ・無報告、立入調査拒否等 →10万円以下の罰金 ・犬の飼養の表示義務違反 →5万円以下の罰金 ・犬及び猫の多頭飼養の無届出又は虚偽届出 →5万円以下の過料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|---|---|---|
| 山形市 | 山形市動物の愛護及び管理に関する条例 平成30年12月21日公布 平成31年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 市における動物の愛護に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の管理について必要な事項を定めることにより動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主、動物販売業者の責務 ・犬の飼い主の遵守事項(係留義務) ・猫の飼い主の遵守事項(猫の屋内飼養の努力義務) ・犬又は猫の引取り ・犬、負傷動物の収容等 ・野犬の駆除 ・特定動物の緊急時の措置 ・事故届(咬傷犬の届出) ・措置命令 ・報告の徴収、立入調査等 ・動物愛護センターの事業 ・動物愛護センターの使用者の範囲 ・動物愛護管理員 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物逸走の無通報又は虚偽通報 →30万円以下の罰金 ・飼い犬の係留違反 ・事故発生時の無届又は虚偽届出 ・飼い犬に係る措置命令違反 ・報告義務違反、立入調査拒否等 →10万円以下の罰金 |
| いわき市 | いわき市動物の愛護及び管理に関する条例 平成11年12月24日公布 平成12年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の義務 ・標識の掲示 ・犬又はねこの引取り ・野犬等の収容 ・野犬等の薬殺 ・報告の徴収及び立入調査 ・事故発生時の措置 ・措置命令 ・動物愛護監視員及び動物愛護指導員 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼養に関し、無報告又は虚偽報告、立入検査拒否又は忌避した者 →5万円以下の罰金 ・犬による咬傷事故に関し、無届出又は虚偽の届出、犬の診察を怠った者 →5万円以下の罰金 ・犬による危害防止措置命令に違反した者 →5万円以下の罰金 ・犬のけい留義務違反 →3万円以下の罰金又は料料 |
| 水戸市 | 水戸市動物の愛護及び管理に関する条例 令和元年12月23日公布 令和2年4月1日施行 (令和2年8月12日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市及び市民の責務 ・動物の所有者等の遵守事項(飼養管理、災害時の備え等) ・犬の所有者等の遵守事項(係留義務、特定犬飼養の明示等) ・猫の所有者等の遵守事項(屋内飼養の努力義務等) ・所有者等のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項 ・犬又は猫の多頭飼養の届出 ・多頭飼養者に対する助言又は指導 ・事故届 ・措置命令 ・係留等をされていない犬の収容等 ・立入調査等 ・動物愛護管理員の配置 ・引取り及び返還に係る手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・犬の係留等義務違反 →30万円以下の罰金 ・咬傷等事故の無届又は虚偽届出等 →30万円以下の罰金 ・加害犬の健診の無実施 →30万円以下の罰金 ・立入調査拒否又は虚偽報告等 →30万円以下の罰金 ・多頭飼養の無届又は虚偽届出 →5万円以下の過料 |
| 前橋市 | 前橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成20年12月20日公布 平成21年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・動物由来感染症 ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の係留義務等 ・野犬等の収容 ・緊急時の措置 ・事故発生時の措置 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時無通報 ・特定動物に係る措置命令違反 →6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留違反 ・特定動物の事故発生時の届出違反 ・無報告、立入調査拒否等 →5万円以下の罰金 |
| 高崎市 | 高崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成22年12月17日公布 平成23年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主の責務 ・犬、猫の飼い主の遵守事項 ・野犬等の収容 ・収容の公示等 ・犬、猫等の譲渡 ・野犬等の掃討 ・特定動物の逸走時の措置 ・特定動物による事故発生時の措置 ・犬の咬傷事故発生時の措置 ・措置命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の逸走時無通報 ・措置命令違反 →6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼い犬の係留義務違反 ・特定動物の事故発生時の届出違反、犬のこう傷事故の届出違反 ・無報告、立ち入り調査拒否 →5万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|--|---|--|
| 川越市 | 川越市動物の愛護及び管理に関する法律施行条例 令和2年3月25日公布 令和2年6月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 | 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員の設置 | |
| 川口市 | 川口市動物の愛護及び管理に関する条例 平成30年3月29日公布 平成30年10月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進について、基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めるとともに、市、市民及び飼い主の責務等を明らかにすることにより、市民の動物愛護の精神の醸成を図り、もって共生社会の推進に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の責務 ・市民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主になろうとする者の責務 ・動物取扱業者の責務 ・犬又は猫の譲渡に係る確認 ・推進体制の整備 ・関係団体等との連携 ・災害時の動物の保護 ・動物の愛護及び管理に関する啓発 ・動物愛護管理員 ・動物愛護推進員 | |
| 船橋市 | 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月27日公布 平成15年4月1日施行 (令和3年7月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民等、飼い主になろうとする者及び飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項(犬のけい留等の義務) ・多数の犬又は猫の飼養に係る届出 ・表示義務 ・事故発生時の措置等(こう傷犬の届出等の義務) ・野犬等の收容、野犬の掃討 ・犬又は猫の引取り等 ・勧告及び措置命令 ・報告及び検査 ・引取り及び返還に係る手数料 ・動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼い主の遵守事項に係る措置命令違反(けい留義務、人をかむおそれのある犬の口輪の装着義務) →30万円以下の罰金 ・動物の飼養に係る虚偽の報告、検査の拒否、妨害、若しくは忌避した者 →20万円以下の罰金 ・動物の飼い主の遵守事項に係る命令に違反した者(適正飼養、移動時の犬のふんの処理義務) →10万円以下の罰金 ・こう傷届出を怠った者、捕獲した野犬の逸走、捕獲器具の移動・損傷、管理員の設置した野犬掃討目的の薬物及び掲示物の移動・損傷をした者 →5万円以下の罰金 ・多数の犬又は猫の飼養に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者 →5万円以下の過料 |
| 柏市 | 柏市動物の愛護及び管理に関する条例 平成19年12月26日公布 平成20年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の責務 ・市民の責務 ・飼い主になろうとするものの責務 ・飼い主等の責務 ・犬の飼い主等の遵守事項 ・猫の飼い主の責務 ・野犬の捕獲、抑留等 ・野犬等の掃討 ・犬又は猫の引取り等 ・動物の譲受け ・犬のこう傷事故発生時の措置 ・特定動物の逸走時の措置 ・特定動物による事故発生時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬のけい留命、飼養若しくは保管に関する命令違反 →30万円以下の罰金 ・飼い犬によるこう傷事故又は特定動物による事故の届出、特定動物の逸走時の通報、立入検査を行った動物の飼い主等が動物の飼養について報告を怠った若しくは虚偽の報告をした又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 →20万円以下の罰金 ・飼い主等の遵守事項及び飼い犬のふんの始末に関する命令違反 →10万円以下の罰金 ・捕獲した野犬を逸走させた者 →5万円以下の罰金 |
| 八王子市 | 八王子市動物の愛護及び管理に関する条例 平成26年9月24日公布 平成27年4月1日施行 (令和2年9月24日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物、飼い主、野犬の定義 ・市、市民、飼い主、飼い主になろうとする者の責務 ・動物飼養の遵守事項 ・猫、犬の飼い主の遵守事項 ・名札、マイクロチップ等の措置 ・犬の係留 ・犬が公共の場所等に排泄したときの措置 ・猫の室内飼養 ・犬、猫の引取り ・事故発生時の措置 ・動物愛護推進員、動物愛護推進協議会の規定 ・動物愛護担当職員(動物監視員)の規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主に対する措置命令(殺処分)違反 →1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・虚偽報告、立入調査の拒否、妨害等 →20万円以下の罰金 ・咬傷事故による犬の検診未実施 →5万円以下の罰金 ・飼い主に対する措置命令(施設の設定・改善、施設内での飼養・保管、口輪の措置)違反 →5万円以下の罰金 ・犬を逸走させる状況で飼養 →拘留又は科料 ・事故発生時の無届出又は虚偽届出 →拘留又は科料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|---|---|---|
| 金沢市 | 金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例 令和3年3月22日公布 令和3年4月1日施行 | 本市における市民と動物が共生する社会の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主及び動物取扱業者の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づく施策その他の市民と動物が共生する社会の推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって市民と動物が幸せに暮らす社会の実現に資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主、動物取扱業者の責務 ・飼い主の遵守事項 ・犬の飼い主の遵守事項 ・猫の飼い主の遵守事項 ・飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項 ・犬猫の引取り、収容等について ・市の施策等について ・動物愛護管理員 | |
| 甲府市 | 甲府市動物の愛護及び管理に関する条例 平成30年12月26日公布 平成31年4月1日施行 令和2年6月1日一部改正施行 | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物の愛護の意識の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和しつつ共生する社会づくりに資することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項(飼養管理、逸走時の収容、災害時の備え等) ・犬の飼い主の遵守事項(運動、飼養表示、糞の回収、係留義務) ・猫の飼い主の遵守事項(屋内飼養の努力義務) ・犬又は猫の多頭飼養の届出 ・犬猫の引取り、犬の抑留等 ・事故届 ・措置命令 ・立入調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・係留義務違反、事故無届又は虚偽届、無報告又は虚偽報告、立入調査拒否等 →10万円以下の罰金 ・多頭飼養の無届又は虚偽届出 →5万円以下の過料 |
| 岐阜市 | 岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例 平成28年9月27日公布 平成29年1月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 本市における動物の愛護及び管理に関する基本理念並びに市及び市民の責務を定めることにより動物を愛護する精神の高揚を図り、もって市民と動物が共生する社会の推進を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・市の責務 ・市民の責務 ・飼主等の責務 ・給餌者の責務 ・飼主の遵守事項 ・給餌者の遵守事項 ・基本施策 ・飼主等に対する情報提供等 ・動物愛護管理員等の設置 ・国及び周辺地方公共団体との連携 | |
| 豊田市 | 豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例 平成27年3月26日公布 平成27年4月1日施行 令和2年6月1日改正施行 | 動物が命あるものであることに鑑み、動物の愛護と適正な飼養に関する施策に関し、基本理念を定め、市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、並びに基本方針の策定について定めることにより、動物の愛護と適正な飼養に関する施策を総合的に推進し、人と動物の共生社会の推進を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・市、市民、飼い主の責務 ・基本方針 | |
| | 豊田市犬による危害防止条例 平成9年12月24日公布 平成10年4月1日施行 (平成27年7月1日改正施行) | 犬による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することにより、住民の社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・係留義務 ・事故発生時の措置(咬傷犬の届け出) ・捨て犬の禁止 ・措置命令 ・野犬等の抑留 ・報告の徴収等 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・無事故届又は虚偽届出等 →20万円以下の罰金 ・無報告又は虚偽報告、立入調査拒否等 →20万円以下の罰金 |
| 豊橋市 | 豊橋市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月30日公布 平成13年4月1日施行 (平成25年9月1日一部改正施行) | 動物の適正な取扱い、その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する市民意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防止し、人と動物が共存するまちづくりに寄与すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の係留義務 ・野犬、負傷動物等の収容 ・飼い犬事故届出、措置命令 ・動物愛護監視員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 ・無事故届又は虚偽届出 →報告義務違反 ・虚偽の報告 ・立入調査拒否 →20万円以下の罰金 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|--|---|--|--|
| 岡崎市 | 岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例 平成14年12月19日公布 平成15年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する快適な生活の確保を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 市、市民の責務 飼い主の遵守事項 飼い犬の係留義務 事故発生時の措置 野犬等の抑留 負傷動物の収容等に係る準用規定 返還に要する費用の負担 動物愛護監視員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 飼い犬の係留義務に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 事故発生時の無届出又は虚偽の届出 不適正飼養等に係る報告の提出拒否又は虚偽の報告 立入調査、検査拒否等 →20万円以下の罰金 |
| 一宮市 | 一宮市動物の愛護及び管理に関する条例 令和2年12月21日公布 令和3年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 市、市民の責務 飼い主の遵守事項 飼い犬の係留義務 事故発生時の措置(こう傷犬事故届出) 野犬等の抑留 負傷動物の収容等に係る準用規定 返還に要する費用の負担 報告の徴収(不適正飼養等に係る報告の届出又は飼養施設への立入検査) 動物愛護監視員の設置 | <ul style="list-style-type: none"> 飼い犬の係留義務に係る措置命令違反 →30万円以下の罰金 事故発生時の無届出又は虚偽の届出 不適正飼養等に係る報告の提出拒否又は虚偽の報告 立入検査拒否等 →20万円以下の罰金 |
| 枚方市 | 枚方市住み良い環境に関する条例 昭和49年1月4日公布 昭和49年4月1日施行 (令和2年4月1日一部改正施行) | 枚方市環境基本条例(平成10年枚方市条例第1号)の本旨にかんがみ、環境の保全と創造に関して他の法令又は条例の定めるもののほか、必要な事項を定め、すべての市民が住み良い良好な環境を確保することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> (飼い犬等の飼育) 適正管理による衛生管理及び危害の防止 飼育者責任によるふん尿の処理 飼育者責任による飼育しなくなった際の適切な措置 飼育者責任による死亡の際の適切な措置(勧告及び命令) 飼い犬等の飼育により、近隣の環境を著しく害し、又は害するおそれがあるときは飼育方法の改善や必要な措置を採ることを勧告や命ずることができる。 | |
| 鳥取市 | 鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例 平成29年12月22日公布 平成30年4月1日施行 (令和2年6月1日改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 市、市民、飼い主の責務 動物(犬、猫)の飼い主の遵守事項 野犬等の収容 収容の公示等 犬、猫等の譲渡等 感染症の予防 事故発生時の措置 措置命令・立入調査 動物愛護管理員及び動物愛護技術員 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> 犬の飼い主に対する措置命令違反 →10万円以下の罰則 犬の係留義務違反 通報、報告、届出等の義務違反 咬傷犬の検診義務違反に係る措置命令違反 立入調査拒否等 →5万円以下の罰金又は料料 |
| 松江市 | 松江市動物の愛護及び管理に関する条例 平成29年12月19日公布 平成30年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> 犬又は猫の引取り 収容した動物の飼い主への通知 公示及び市町村長への通知 処分又は譲渡 手数料等 委任 過料 | 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者 →徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円) |
| 倉敷市 | 倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年4月1日施行 (平成26年2月24日一部改正施行) | 市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 市・市民・飼い主などの責務 飼い主の遵守事項 引取り 野犬などの収容 負傷動物の措置 収容の公示 犬または猫の譲渡 野犬などの掃討 人畜共通感染症 事故発生時の措置 措置命令 立ち入り検査等 動物愛護管理審議会 動物愛護管理員及び指導員 手数料 罰則 | <ul style="list-style-type: none"> 飼い犬の繋留、収容、口輪の装着等の義務に係る措置命令違反 →20万円以下の罰金 飼い犬の繋留、収容義務違反 事故発生時の無報告、虚偽報告 無報告、虚偽報告、立入調査拒否 →10万円以下の罰金 事故発生時の措置命令違反 →5万円以下の過料 引取り手数料徴収時の不正 →徴収を免れた額の5倍額(相当額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料 |

| 自治体名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的 | 主な内容 | 罰則 |
|------|---|--|--|--|
| 福山市 | 福山市動物愛護管理条例 平成11年3月23日公布 平成11年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 法第35条第1項に規定する犬又は猫の引取りに関し必要な事項を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引取り犬猫の譲渡 ・引取り犬猫に関する告示 ・犬猫の引取り、返還、保管に関する手数料 | |
| 呉市 | 呉市動物の愛護及び管理に関する法律施行条例 平成28年1月7日公布 平成28年4月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引取り犬猫の譲渡 ・引取り犬猫に関する告示 ・犬猫の引取り、返還、保管に関する手数料 ・動物愛護管理員の設置 | |
| 松山市 | 松山市動物の愛護及び管理に関する条例 平成16年3月22日公布 平成16年7月1日施行 (令和2年6月1日一部改正施行) | 動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民の責務 ・動物の所有者又は占有者の遵守事項 ・犬の係留 ・負傷動物の措置 ・公示及び処分 ・譲渡 ・野犬等の收容 ・緊急時及び事故時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬の係留違反 →10万円以下の罰金 ・無報告、虚偽の報告 →3万円以下の罰金又は料料 ・措置命令違反 →3万円以下の罰金又は料料 ・調査・提出の拒否、妨害、忌避、無答弁、虚偽の答弁 →3万円以下の罰金又は料料 |
| 久留米市 | 久留米市飼い犬管理条例 昭和50年10月3日公布 昭和50年12月1日施行 (平成17年2月5日一部改正施行) | 狂犬病予防法その他法令に定めがあるもののほか、飼い犬の管理等について定めることにより飼い犬が人、家畜その他に危害を加えることを防止し、もって社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・捨て犬の禁止 ・こう傷犬の検診及び届出等 ・診断書交付の義務 ・措置命令等 ・立入調査 ・罰則 | <ul style="list-style-type: none"> ・こう傷犬の遺棄 ・こう傷犬の検診及び届出等違反 ・措置違反 →3万円以下の罰金又は料料 ・飼い犬の遺棄 ・診断書交付義務違反 ・立入調査拒否等 →1万円以下の罰金又は料料 |
| 長崎市 | 長崎市犬取締条例 昭和43年1月13日公布 昭和43年4月1日施行 (平成31年10月1日一部改正施行) | 犬により人の生命、身体又は財産に害が加えられることを防止し、もって市民生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の義務 ・措置命令 ・犬の抑留 ・抑留の公示 ・罰則 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・係留義務違反かつ人身又は財産に危害 綱等で繋がらず又は咬む恐れがあるのに口輪を掛けず人身又は財産に危害 →2万円以下の罰金 ・措置命令違反 →5万円以下の罰金 |
| 鹿児島市 | 鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例 令和2年3月18日公布 令和2年6月1日施行 | 法第9条及び第37条の3第1項に基づき、動物の飼養及び保管、動物愛護管理員等に関し必要な事項を定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主になろうとする者、飼い主の責務 ・猫の多頭飼養の届出 ・飼い主のいない猫への不適切給餌の禁止 ・事故届 ・措置命令 ・立入調査 ・動物愛護管理員の配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・殺処分に係る措置命令違反 →6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ・飼養施設改善等の措置命令違反 ・特定動物の逸走の無通報 →5万円以下の罰金 ・犬の係留違反、立入調査拒否等 →3万円以下の罰金又は料料 ・事故の無届等 →2万円以下の罰金又は料料 |
| 那覇市 | 那覇市動物の愛護及び管理に関する条例 令和3年3月26日公布 令和3年6月1日施行 | 法に定めるもののほか、人と動物の調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定める。これにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、並びに動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、「人と動物が調和し共生する地域社会の実現」に寄与することを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、飼い主等の責務の明確化 ・動物の飼い主の遵守事項(適正に給餌及び給水を行うこと、疾病等への適切な措置を行うこと、飼養場所を清潔に保つこと、公共の場所等を不潔にしないこと、鳴き声や臭い等により人に迷惑を及ぼさないこと等) ・犬の飼い主の遵守事項(他人に接触しないよう、常に係留しておくこと、しつけを行うこと等) ・猫の飼い主等の遵守事項(飼い猫は、屋内飼養に努めること、所有者の判明しない猫に給餌を行う者は、猫の繁殖防止、地域の生活環境を損なわないようにすること、及び地域住民の理解が得られるように努めること) ・引取り、返還等に関する事 ・負傷した犬、猫等の收容等 ・犬及び猫の繁殖制限 ・事故届 ・措置命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 →10万円以下の罰金 ・係留義務違反による人の生命等への被害発生、犬による事故の虚偽の届出等 →5万円以下の罰金又は料料 |

※改正等年月日は最終改正の施行日とする。